

滋賀の文化振興のあり方 報告書

平成19年9月10日

滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会

目 次

はじめに	1
滋賀の文化振興のあり方	
1. 本検討委員会が検討の対象とした分野	3
2. 滋賀の文化に関する特徴および課題	4
3. 滋賀の文化振興の目指すべき将来像	12
4. 基本理念	13
5. 県の役割	14
6. 基本的施策および具体的方向性	16
7. 文化振興を推進する体制等	27
8. まとめ ～条例の制定および基本方針の策定～	28
用語解説	29
資料	
資料1 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会設置要綱	31
資料2 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会委員名簿	32
資料3 検討経過	33
資料4 県の文化行政の主な変遷	34
資料5 滋賀らしい文化創造の基本的な考え方（概要）	35
資料6 文化芸術振興基本法	37
資料7 文化ホール一覧	43
資料8 博物館・美術館等一覧	48
資料9 公立図書館一覧	51
資料10 第37回滋賀県政世論調査	53
資料11 県政モニターアンケート調査結果	57

～はじめに～

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、感性や創造力を育むものです。また、他者に共感する心を通じて、人と人を結び付け、人と人が相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであるとともに、さらには経済や産業の発展にも寄与し得るものです。

滋賀県は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然や独自の歴史・風土に恵まれ、先人に培われた伝統文化や、時代の変化に伴い今を生きる世代が新たな感性で創造する芸術文化など多様な文化が育まれています。このような文化は、県民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、県民の財産であると言えます。

一方、県では、県政世論調査を通じて、3年ごとに文化に対する県民の意識を把握してきました。直近（平成16年度）の調査によると、「今後芸術文化を鑑賞してみたい県民の割合」は約88%¹、「今後文化創作活動をしてみたい県民の割合」は約66%¹という結果が出ており、心豊かな生活を送るうえでの文化芸術に対する関心の高さを読み取ることができます。

1 不明・無回答を除く

また、文化には、人々を引きつける魅力や社会に与える影響力、すなわち、「文化力」があり、これは滋賀県と滋賀県民の存在感を国内外において高めていく大きな原動力ともなります。

このように、文化は本来、教育や福祉などと同様に、人々の暮らしと密接に関連するものです。このことから、文化は「いのち」を輝かせる社会の重要な要素であることに気づかされます。先行きに対する不安が日々増していくような生活の中で、「いのち」あるものと向き合い、助け合い、元気と励ましを互いに得られるような絆を結びたいと感じている人々はたくさんいるはずです。そのような「絆の時代」において、文化はますます重要なものになっていくでしょう。なぜなら、この絆を結ぶ力を育むのは、豊かな感性や、想像力や、心に響く何かを創造する力であるからです。そして、これらを育むのは、文化であるからです。まさに今、時代は「文化力」を求めているのです。

こうした文化の重要性に早くから着目した滋賀県ではこれまで、滋賀の個性を発揮しながら県行政を推進していく中で、将来を見据えるという中長期的な観点と県域全体を見渡すという広域的な観点から文化行政に取り組み、滋賀の文化振興をいわば牽引する役割を果たしてきました。そして、平成13年には「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」が策定され、滋賀の特性を活かしつつ、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で文化を創造できる環境づくりが推進されているところです。

しかし、近年、市町村合併が大きく進展したことなどから、滋賀県では、平成18年度に4つの県立文化芸術会館を地元市へ移管し、県内ホールネットワークを再編することなどにより、文化芸術振興施策の再構築を図ることとされています。

一方、国では平成13年に文化芸術振興基本法が制定され、その中で「地方公共団体が自主的かつ主体的に施策を策定し、および実施する責務を有する。」と明記していることもあり、現在では、15²の都道府県が文化芸術振興に関する条例を制定しています。このような状況の中、地方分権の進展とも相まって、滋賀県においても、文化に関する独自の基本理念の確立や、総合的かつ計画的な施策の推進などが課題とされています。

2 平成19年6月滋賀県調査

こうしたことから、今後の滋賀らしい文化芸術振興のあり方について、条例の制定や基本方針の策定も視野に入れながら検討を行うこととし、平成18年10月に「滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会」が設置され、議論を重ねてきたところです。

検討委員会は約11ヵ月の間に6回会議を開催するとともに、フォーラム（滋賀の文化を語る会）で県民の皆さんのご意見をいただくなどして、滋賀の文化に対する思いについて活発な議論をいたしました。これらの思いを込めて、検討委員会では「滋賀の文化振興のあり方」報告書を取りまとめたところです。この報告書が、今後の滋賀県の文化振興の取り組みに反映されるとともに、これを契機に県民の文化に対する気運が醸成され、滋賀の文化の魅力が高まることを切に期待します。

平成19年9月10日

滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会

会長 木村至宏

1. 本検討委員会が検討の対象とした分野

「文化」は、最も広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ育つ中で、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわることのすべてのことを意味するとされています。

滋賀県では、このように文化を幅広くとらえ、平成13年に「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」が策定されたところですが、文化を振興するに当たって、その幅広い文化の中でも、生活様式や価値観などについては、県が積極的に施策を行い介入したり干渉することはなじまないこと、また、文化芸術振興基本法との整合性も踏まえると、県が振興すべき対象範囲を一定絞ったほうが具体的な施策を効果的に推進していくことができると考えられます。

こうしたことから、この検討委員会で検討する対象分野は、文化の中核を成す「芸術」を代表に、有形・無形の文化財や文化的景観など、概ね文化芸術振興基本法が対象とする分野を想定するものとしていますが、文化が滋賀の豊かな自然や歴史・風土に培われてきた私たちの日々の生活や、教育・観光・産業など他の分野とも密接に関連していることから、このような地域の独自性・固有性と関わりの深い部分については対象に含めることとします。

上記のように、本報告書では、文化芸術振興基本法が対象とする分野より幅広い範囲を「文化」という言葉で整理することとします。

文化芸術振興基本法が対象とする分野

芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）
メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）
芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
生活文化等（茶道、華道、書道、国民娯楽、出版物等）
文化財等（有形・無形文化財、民俗文化財、文化的景観等）
地域における文化芸術（地域固有の伝統芸能・民俗芸能等）など

上記分野と密接に関わりのある部分

琵琶湖をはじめとする自然と共生してきた暮らしに関する文化の継承
暮らしとともに形成された田園、集落、山々などの風景の保全
教育・観光・産業・福祉など他の分野との連携 など

2. 滋賀の文化に関する特徴および課題

滋賀県は、琵琶湖が中央に位置し、四方を山々に囲まれた県域を形成しています。古くから、京都との結びつきが深く、琵琶湖の水運に加えて、東海道・中山道・北国街道といった主要街道が県内を通過していたことも関連して、近江は歴史上の重要な舞台でもありました。こうした中、滋賀県では一定のまとまった地域ごとに特徴のある風土・歴史・文化などが育まれ、継承されるとともに、新たなものも創造されています。

(1) 質・量ともに誇るべき文化財

先人に培われてきた質・量ともに誇るべき歴史文化資産である文化財を保有している。

- 参考 ・ 滋賀県内・指定文化財等件数
国1,129件(うち国宝58件) 県447件、市町1,437件 計 3,013件
- ・ 国指定重要文化財の件数 802件 は全国第4位
- ・ 国指定文化財の名勝の件数 21件(名勝史跡を含む)は全国第2位
(h19滋賀県文化財保護課調査)
- ・ 県選択無形民俗文化財に全国的に見て珍しい食文化財(湖魚のなれずし等)を選択

これらの文化財は滋賀の文化を支える基盤であり、同時に県民共有の財産でもあり、全国に誇りうる貴重な地域資源と言えるが、このことに対する県民の認知度は高いとは言えず、これを高めていくことが課題である。

文化財に親しむ機会の充実や、地域づくりなど幅広い分野での積極的な活用が課題である。

地域の貴重な文化財を適正に管理していくことが課題である。

(2) 地域に根ざした多様な伝統文化

滋賀県では、人と人とのつながりを生む地域行事・祭りなどの伝統文化が多く、世代を越えて引き継がれてきている。

- 参考 ・ 滋賀の風土で育まれ語り継がれてきた民話
(源五郎ブナ、竹生島の話、金勝の竜王、姉川と妹川 など)
- ・ 歴史民俗資料館などによる滋賀の歴史・民俗資料の収集・展示 26館
(h19滋賀県文化財保護課調査)
- ・ 伝え継がれてきた近江の布 浜ちりめん、高島クレープ、近江上布 など
- ・ 伝統的な郷土の料理 アユの佃煮、しじみ煮、エビ豆、日野菜漬け、さば寿司など

これらの地域によって守り伝えられた多様な伝統文化を掘り起こし、過疎化が進む集落などにおいても地域文化の担い手が途切れることなく次の世代へ引き継ぐとともに、地域の宝として認識し、まちづくりなどに活用していくことが課題である。

(3) 先人に培われた暮らしに関する文化

自然に生かされ、自然を守ってきた先人のこころや、社会への貢献・人間関係を大切にしてきた近江商人の生活信条など、現代人からみても学ぶべき示唆と教訓に満ちた文化がある。

参考 ・ 近江商人の経営哲学 「売り手よし、買い手よし、世間よし」という当事者だけでなく、地域社会が豊かになることを考えなければならない「三方よし」の精神
・ 「石けん使用の県民運動」をはじめ湖国の環境を守り次の世代に引き継ぐ活動
・ ボランティアなどによる地域の森や里山を守り育てる活動

これまでの私たちの日々の生活の充実や生きがいをもたらしてきた暮らしに関する文化に対する理解を深め、現代に生かすとともに、次の世代へ引き継いでいくことが課題である。

(4) 湖国ならではの風景

琵琶湖やこれらを取り巻く山々・田園などの自然風景や、宿場町・社寺・町並みの歴史風景など、恵まれた風景と共に私たちは暮らしており、滋賀の風景は私たち一人ひとりの心の中に深く刻み込まれている。

参考 ・ 琵琶湖の美しい風景を選定した近江八景や琵琶湖八景
・ 平成18年1月に「近江八幡の水郷」が重要文化的景観に全国で初めて選定
・ 重要伝統的建造物群保存地区(大津市坂本、近江八幡市八幡、東近江市五個荘金堂)
・ 日本の棚田百選に選定(農林水産省)された高島市畑^{はた}の棚田
・ 湖国を描く絵画展(公募展)を県内文化施設で巡回展示(h18から計11回開催)

こうした滋賀固有の風景は、それぞれの土地に根差した生活文化そのものを象徴的に反映して今に息づいていることから、滋賀県民の誇り・大切な宝としてだけでなく、日本の原風景や日本人の心のふるさととして守り育て、次の世代へ引き継いでいくことが大切である。

(5) 特色ある文化施設

文化ホール、美術館・博物館、図書館などの文化施設の整備水準は全国的に見て高く、事業展開で高い評価を得ている施設が多く、滋賀の文化振興に大きく貢献している。

参考 ・ 公立文化ホール数<47館>は人口比で全国平均の約2倍(h16滋賀県調査)
・ 博物館数は人口比で全国8位<100万人当たり14館>(h14総務省統計局調査)
・ びわ湖ホール
プロデュースオペラ(h18年度文化庁芸術祭大賞受賞)など自主制作の舞台芸術公演や専属声楽アンサンブルの演奏活動などに取り組む、創造する劇場

- ・しが県民芸術創造館、文化産業交流会館
県民創作ミュージカルや県内文化ホールとの共催事業などに取り組む、県民の多様な文化活動の拠点施設
- ・近代美術館
文化勲章受章者小倉遊亀をはじめとした郷土作家の優れた作品を多数収蔵。民間の公立美術館調査(h18)では、学芸・企画力で134館中9位 総合評価で14位
- ・琵琶湖文化館
「近江の歴史と文化」に関する本県最古の博物館。国宝・重要文化財65件(215点) 県指定文化財55件(1,954点)を収蔵し、とりわけ仏教美術の名品を常時展示
- ・安土城考古博物館
特別史跡安土城跡をはじめ、史跡観音寺城跡、史跡瓢箪山古墳、史跡大中の湖南遺跡で構成されている「近江風土記の丘」の中心的な施設
- ・図書館
県内に48館あり県民1人あたり年間貸出冊数(8.02冊)蔵書数(5.8冊)は全国1位 横断検索システムにより県内図書館、大学、研究機関の蔵書検索が可能
- ・琵琶湖博物館
琵琶湖の歴史・文化、人々の暮らしの移り変わりを体感できる施設。平成8年10月に開館して以来、来館者が600万人(h19.5.8現在)を超えている。
- ・陶芸の森
現代陶芸文化を国内各地に巡回展示するなど全国へ発信するとともに、国内外の著名な陶芸家などを招へいし、創作できる場を提供
- ・特色ある事業展開により国内外で高い評価を得ている民間文化施設
MIHO MUSEUM、佐川美術館、ホーダリス・アート・ミュージアムNO - MAなど

施設の維持管理に一定の経費が必要であるが、財政事情が厳しくなる中、事業の展開に必要な財源の確保が課題である。

施設職員の異動により、積み重ねられてきた実績や人脈が途切れてしまうといった問題などがあり、専門的な人材の継続的な確保が課題である。

各施設がそれぞれの使命を踏まえて着実に事業を展開するとともに、施設間の効果的な連携を図る必要がある。

公立文化施設に対する指定管理者制度の導入については、制度を検討し実行に移すまでの時間が十分でなかったこともあって、施設の設置者と運営の現場の双方に戸惑いがあったが、今後の対応に当たっては、施設の使命と向き合ったうえで、安定的かつ継続的な事業展開につながるよう配慮することが課題である。

(6) 新しい「ハレ」の舞台

滋賀県は、かつて自ら「ハレ」の舞台となる機会に乏しかったが、最近では、琵琶湖博物館・びわ湖ホール・陶芸の森など文化施設における事業展開が注目を浴びるなど、新しい「ハレ」の舞台が形成されつつある。

- 参考 ・びわ湖ホールにおけるプロデュースオペラや青少年オペラ劇場への県民参加
- ・しが県民芸術創造館における県民創作ミュージカル
- ・琵琶湖博物館における琵琶湖の歴史や人々の生活の移り変わりの体験・交流
- ・陶芸の森における陶芸愛好家の作陶・焼成体験や子どもやきもの交流

引き続き滋賀にふさわしい新しい「ハレ」の舞台をつくと同時に、「ケ」にあたる日常の暮らしに関する文化を大事にすることにより、滋賀の地を多くの人々にとって誇りや愛着の持てる地域にしていくことが課題である。

(7) 文化団体主導による滋賀県芸術文化祭

滋賀県芸術文化祭の一環として、文化団体が主体となり美術展覧会、写真展覧会、文学祭が長年にわたり開催されてきており、県民の文化活動のすそ野の拡大と頂点の伸張に大きく貢献している。

- 参考 ・美術展覧会 昭和22年から60回開催、平成18年応募 646点・入選 366点
- ・写真展覧会 昭和37年から45回開催、平成18年応募 596点・入選 134点
- ・文学祭 昭和26年から56回開催、平成18年応募 1,402点・入選 250点
- ・分野別フェスティバル事業 平成9年から各種文化団体などと連携しながら開催
- ・滋賀県芸術文化祭参加事業 平成18年度 189事業 299,982人

開催分野や運営に参画する主体を広げることなどにより、多くの県民が参加できるような環境を整備するとともに、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の参加を促進することが課題である。

(8) 文化活動の多様化

長年にわたり、歴史と伝統のある文化団体による地道な活動が本県の文化を支え発展させてきた。最近では、学生などの若者が増え、若者が集うダンスやロック・ポップスのバンド活動などが、大学やまちかどなどでも活発化してきている。

- 参考 ・10大学3短期大学で大学生数は3万人を超える。
- ・滋賀県内で活動するロック・ポップスなどのアマチュアミュージシャンを紹介する民間音楽情報発信インターネットサイト
- 登録数111組 アクセスヒット件数最多 約6,000件/日(h19.4現在)

南部地域を中心に新しい文化を生み出す原動力となる大学生が増えており、そのことも背景に若者の様々な文化活動が活発に行われているが、それらが新しい滋賀の文化の創造につながるように配慮していくことが課題である。

(9) 文化情報の環境整備

県内の文化情報誌「れいかる」・「湖国と文化」の発行や、インターネットを活用した文化情報発信サイトの運営等を通じて、県民が文化情報に容易にアクセスできる環境が整備されつつある。

参考 ・ 県内文化施設の催しを掲載した文化情報誌「れいかる」
平成8年創刊 年4回(1回80,000部)発行
・ 滋賀の歴史・文化を掲載した総合文化誌「湖国と文化」
昭和52年から 平成19年春号119号 年4回(1回3,000部)発行
・ 文化力発信サイト「あ～とねっと・しが」(h17開始)
アクセス数 101,880件(h18年度)

多様なチャンネルでの情報提供を行うことがより効果的であることから、行政にはないノウハウをもったNPO、企業、メディアなどの取り組みと連動させることなどが課題である。

また、情報通信技術の発達により、著作権に関する知識や意識がすべての県民に必要な不可欠なものとなっていることから、その普及を図ることが課題である。

(10) 多様な文化の交流

滋賀県は、主に京阪神都市圏の拡大の影響を受け、全国でも有数の人口増加を続け、今後もしばらく増加し続ける数少ない県であると推計されている一方、地域によっては人口が減少しているところもある。

このような中、近年、県外から転入した住民や、県内で生活している多くの外国人は、それぞれ滋賀固有の文化とは異なる背景を持っている。

参考 ・ 滋賀県人口は2015年頃まで増加し、140.6万人に達すると推計されている。
(h19.5国立社会保障・人口問題研究所発表)
・ 外国人登録者数は平成18年末現在で30,406人で、人口に占める割合は2.17%
(滋賀県外国人登録者国籍別人員調査)

こうした「文化の多様性」の中から新しい文化が創造されていく可能性があり、滋賀の地域文化の独自性・固有性を失うことがないようにしつつ、多様な文化の交流を促進していくことが課題である。

(11) 文化と他の分野との関わり

滋賀県には文化と産業が結びついた地場産業などがあり、地域経済の発展に寄与するとともに、地域文化を担う役割を果たしてきた。また、社寺・文化財や文化施設などを訪れる観光客も多く、観光産業やまちづくりの活性化に寄与している。さらに、全国に先駆けて福祉施策に熱心に取り組んできた県として、福祉分野における文化活動が活発であるなど、文化と他の分野との関わりは深い。

- 参考
- ・地場産業 ちりめん産地（長浜）、陶器産地（信楽）、綿織物産地（高島）、麻織物産地（湖東） など
 - ・国指定の伝統的工芸品 3件（彦根仏壇、信楽焼、近江上布）
 - ・滋賀県伝統的工芸品 40品目47件
 - ・県内観光地入込客数ベスト30
1位 黒壁ガラス館（1,768千人） 2位 多賀大社（1,703千人）
13位 琵琶湖博物館（447千人） 25位 陶芸の森＜産業展示館＞（339千人）
（h17滋賀県観光入込客統計調査書より）
 - ・滋賀県がロケ地となった映画 64本（滋賀ロケーションオフィス支援実績）
蝉しぐれ、大奥、武士の一分、蟲師、男たちの大和/YAMATO など
 - ・歴史文化資源をまちづくりに活かす「近江歴史回廊推進協議会」を平成6年に設立
 - ・ボードレス・アート・ミュージアム NO-MA
「福祉とアート」「アートと地域社会」などあらゆる境界を越えた芸術・文化の交流拠点

文化には経済・産業の発展や福祉の向上にも寄与する面があり、こうした文化の持つ力を他の分野との融合により効果的に活用していくことが課題である。

(12) 青少年向けプログラムの取り組み

学校等へ出向くアウトリーチ活動や、文化施設・アートNPO・文化ボランティアによる多様な芸術文化に触れるための青少年向けプログラムの取り組みなどが活発化してきている。

- 参考
- ・びわ湖ホールにおける声楽アンサンブル小学校巡回公演
（h13から60公演、66校対象に実施）
 - ・近代美術館、しが県民芸術創造館などの事業において芸術鑑賞した小中学生数
（h16 12,014人 h17 12,880人 h18 18,936人）
 - ・しが文化芸術体験坊[®]-センターを通して文化芸術の体験をした小中高の児童生徒数
（7,029人（h18年度））
 - ・県内学校数
高等学校64校（併置校は各課程毎に1校とする）中学校106校 小学校237校
特別支援学校15校（休校を含む）

青少年が感性を磨き、創造性を育む上で、多様な文化芸術に触れる機会を拡充することが課題である。

(13) 多様な主体による芸術家・文化活動者の育成

芸術系専門学科を有する高校・大学や文化施設、企業メセナやアートNPOなどの多様な主体の取り組みにもより、滋賀から多くの芸術家・文化活動者を輩出しており、新たな文化を創造しているとともに、滋賀の魅力を全国・世界へ発信している。

参考 ・滋賀県ゆかりの人間国宝

山本邦山、常磐津一巴太夫、志村ふくみ、森口華弘 など

・文化賞等受賞者 165人・44団体（h18累計）

（文化賞 80人、文化功労賞 34人・2団体、文化奨励賞51人・42団体）

・芸術系専門学科を卒業した学生数（h18累計）

石山高校・音楽科（1,463人）、栗東高校・美術科（388人）

信楽高校・セラミック科・デザイン科（3,559人）、成安造形大学（2,378人）

・陶芸の森のアーティスト・イン・レジデンス制度による陶芸家の育成

・びわ湖ホール専属声楽アンサンブル

・県内の主な企業メセナ（芸術文化活動の支援を行う民間団体）

しがぎん経済文化センター、平和堂財団、（財）河本文教福祉振興会、

（財）ハン六文化振興財団、（財）西川文化財団 など

芸術家・文化活動者は、伝統文化の継承や新たな文化を創造する中核的な役割を担っており、特に若い芸術家・文化活動者が育つ場の拡大などの支援を充実していくことが課題である。

(14) 文化ボランティアの活動の活発化

文化ボランティアの活動がここ数年間に活発になってきており、全国的に注目される活動も出てきている。

参考 ・ボランティア活動の年間行動者率(15歳以上)は全国1位（h13年度総務省統計局調査）

・琵琶湖博物館「はしかけ」 387人登録（h19.5末現在）

・近代美術館「美術館サポーター」 83人登録（h19.4現在）

・しが文化芸術体験サポートセンター 97人登録（h18年度末現在）

・びわ湖ホール劇場サポーター 94名登録（h18年度現在、第9期～第11期）

琵琶湖博物館の「はしかけ」や近代美術館の「美術館サポーター」など、文化施設における文化ボランティアに加え、最近では学校と文化施設をつなぐコーディネーターとそれを支えるボランティアの活動が全国的にも注目されているが、こうした文化ボランティア（活動者）と行政をはじめとする多様な主体のより望ましい連携・協働のあり方を検討する必要がある。

(15) 大学による多様な学術研究活動

この十数年間に様々な専門分野を持つ多くの大学が立地したことにより、学術研究活動が行われ、知的財産が蓄積されるとともに、新たな文化の創造を支える基盤整備が進んでいる。

参考 ・滋賀県内には10大学 3 短期大学が設置
うち文化・芸術系大学 成安造形大学、県立大学人間文化学部 など
・近畿府県の文化・芸術系大学 京都橘大学、京都造形芸術大学など

これらの多様な学術研究活動を行う大学が個性を出しつつ、地域・文化施設・企業などといかに効果的に連携し、滋賀の文化資源として地域づくりに生かしていくことが課題である。

特に、近隣府県を含む文化・芸術系大学と文化施設が連携し、専門知識・人材・設備などを相互に活用できる環境を整備することが課題である。

3 . 滋賀の文化振興の目指すべき将来像

2030年頃を想定した滋賀の文化振興の目指すべき将来像を次のように考えます。

人は何かを表現したい、あるいは表現されたものに触れたいと感じ、これが文化を生み出す力となっている。また、人々が地域の中で人と関わりあいを持ちながら心豊かに生きていくためには、まず自分を表現することが必要である。このような人の気持ちから生まれる文化は、いのちを輝かせ、他者に共感する心を通じて人と人を結び付け、さらには多様な人が共に生きやすい社会を築くために欠かせないものである。

滋賀県は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然や独自の歴史・風土に恵まれ、先人に培われた伝統文化や、時代の変化に伴い今を生きる世代が新たな感性で創造する芸術文化など多様な文化が育まれている。その中には、文化の活力に弾みをつけるような動きや文化を中心としたまちづくりの芽生えなど、全国のモデルになりうる動きも見られるようになってきている。

こうした文化のもつ力により、県民一人ひとりのいのちが輝き滋賀の地への誇りと愛着が育まれ、心豊かで活力あふれる地域がつくられ、さらには滋賀県と滋賀県民の存在感が国内外において高まっている姿を目指す。

4 . 基本理念

基本理念とは、多様な主体（NPO、ボランティア、企業、メディア、大学、財団法人、市町、県など）が、文化を振興するに当たって踏まえる基本的な考え方であり、次のようなものになると考えます。

（１）文化活動 を行う者の自主性・自発性および創造性を尊重すること。

文化活動には鑑賞も含まれる（以下同様）

（２）文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに照らして、県民がその居住する地域にかかわらず、文化に触れ、親しみ、またはこれを創造することができるよう努めること。

（３）県民一人ひとりが文化を担う主役であることを認識し、長期的かつ継続的な視点から、人が育つことができるよう努めること。

（４）琵琶湖をはじめとする滋賀の豊かな自然や歴史・風土に培われてきた文化や、時代の変化に伴い新たに創造される文化など多様な文化が、県民の共通の財産として生まれ、次の世代に引き継がれるよう努めること。

（５）日本や世界の中での滋賀という視点を持ちつつ、地域の良さや個性を発見し磨き続け、滋賀の文化の魅力を全国・世界へ広め、多様な文化との交流が盛んになるよう努めること。

5 . 県の役割

滋賀の文化を担う主役は県民一人ひとりであり、県民の文化活動に対して、民間等（NPO、ボランティア、企業、メディア、大学、財団法人など）と行政（市町、県、国）がそれぞれの立場から支援を行うことにより、トータルとして滋賀の文化振興が図られます。

県はこれまで、将来を見据えるという中長期的な観点と、県域全体を見渡すという広域的な観点から、滋賀の文化振興をいわば牽引する役割を果たしてきました。

これからの文化振興における県の役割を考えるにあたっては、これまでの中長期的な観点や広域的な観点を踏まえた上で、市町・県・国といった行政間における役割分担と、行政と民間等との連携、という2つの点について、一定の整理をしておく必要があります。

まず、1点目については、国の役割は地域性を配慮した中で、文化芸術の頂点の伸張と裾野の拡大を柱にした施策を展開することであり、その役割は比較的わかりやすいところがあります。

一方、市町と県との役割分担ですが、地方分権や市町村合併の進展を背景に、文化行政においても今後は、住民に最も身近な市町が県民の文化活動を支える一義的な役割を果たすことを基本としながらも、県は県民のニーズを踏まえて県でしかできない分野を積極的に捉え直し、そこに特化・専門化していくことが期待されると考えます。

次に、2点目については、今後、民間等による文化活動支援がますます多様化かつ活発化していくことが予想されることから、行政としては、県民の文化活動やそれを支援する民間等の活動を支えるとともに、そうした活動との連携を強化していく必要があります。

以上のような整理をした上で、県の役割は次のようなものになると考えます。

県は、基本理念にのっとり、県域全体の文化振興を総括しながら、次のようなコーディネート（調整）機能やサポート（支援）機能などの役割を積極的に果たす。

（１）民間等との連携の強化および助言・支援・調整を行う。

新たな公共の担い手としてのNPO・ボランティアや、行政にはない人的・財的資源や施設設備を持つ企業・メディア・大学・財団法人などとの連携・協働を強化するとともに、民間等の活動が多様化かつ活発化していく観点から、必要な助言・支援・調整を行う。

（２）住民に身近な施策を行う市町への専門的な助言・支援・調整を行う。

住民に身近な市町の取り組みに対して、単なる補完的な支援ではなく、地域の特性に配慮しながら、「創造」、「育成」、「発信」、「交流」などの観点から、必要な助言・支援・調整を行う。

（３）広域的な視点から、複数の市町や県全域にまたがる施策を行う。

市町や民間等から助言・支援・調整を受けることを含めて相互の連携を図りながら、広域的な視点から、複数の市町や県全域にまたがる施策を行う。

（４）滋賀の文化の魅力を高め、全国・世界へ広めていく。

滋賀の文化がこれまで近隣府県など県外との関わりの中で育まれてきたことから、近隣府県や国との連携をさらに進めるとともに、全国・世界の人々を引きつけ、県民の誇りとなるように、滋賀の文化の魅力を高め、全国・世界へ広めていく。

6 . 基本的施策および具体的方向性

文化は、過去から引き継がれてきたものであり、それが現在に活かされるとともに、新たなものも創造され、将来に向けて引き継がれていくものです。そこには継続性があり、「過去 現在 未来」という時間軸で捉えることができます。

そこで、県は、滋賀の文化振興の目指す将来像を実現するために、基本理念や県の役割を踏まえ、

・過去から受け継がれてきた文化の中で人が暮らし、育つ環境づくり

- (1) 文化資産の保存・活用等
- (2) 暮らしに関する文化の継承
- (3) 魅力的な風景の保全等

・人が多様な文化を享受できる魅力的な空間・環境づくり

- (1) 文化施設の利用・活用
- (2) 文化活動の場の充実等
- (3) 観光・産業・福祉分野との連携

・未来へ向けて感性豊かな人が育つ環境づくり

- (1) 次世代の文化活動の充実
- (2) 学校教育における文化活動の充実
- (3) 文化活動の担い手の育成・支援

を柱とした基本的施策を、次のような具体的方向性のもとに取り組むことが必要だと考えます。

< 施策例 > : 具体的方向性のイメージが分かるように明記した施策の例示
既存施策 拡充施策 (案) 新規施策 (案)

・過去から受け継がれてきた文化の中で人が暮らし、育つ環境づくり

(1) 文化資産の保存・活用等

文化財の調査と保存管理の推進

県内に所在する文化財の実態を調査し、その全容を把握して、今後の保存・活用を検討するための基礎資料を収集するため、各種文化財調査を推進する。

また、指定文化財などの適正な保存管理に努めるとともに、火災・地震等の災害による文化財の損傷を防止するため、防災施設の設置を進める。

< 施策例 >

社寺等に伝わる古経典の調査

主要街道等とその周辺の自然や歴史的遺産の調査

自然神を対象とする信仰や祭祀等の調査

指定文化財の所有者が行う文化財保存修理事業などへの助成

市町における文化財指定などに関する助言

地域に根差した文化資産の活用等

文化財や、地域によって守り伝えられてきた伝統文化など多様な文化資産について、県内外の人々が親しめる機会を拡充し、滋賀の歴史・文化への理解を深め次の世代へ継承するとともに、まちづくりなどに活かす。

< 施策例 >

安土城考古博物館における城郭と考古をテーマにした展示

琵琶湖文化館における仏教美術工芸品の展示

木々に埋もれて観察できなかった文化財を里山整備により明らかにし、地域資源として活用

市町・JR等との協働による琵琶湖環状線沿線の文化財探訪

学校や地域団体への文化財に関する専門職員の派遣

近江歴史回廊推進事業による歴史文化資源を活かしたまちづくり

近江歴史回廊構想（歴史街道計画）の推進

図書館所蔵の絵図・古文書等をデジタル化してインターネットなどで公開

滋賀の歴史・文化を持つ地名の調査研究や保存

特別史跡等の調査・整備および情報発信

国民共有の財産である史跡を保存し、歴史公園として計画的な環境整備を行うことにより、文化財を活用した地域づくりへの貢献や滋賀の歴史・文化の県外への情報発信に努める。

また、発掘調査等の成果を活かし、埋蔵文化財の保存と活用を図るため、重要な遺跡について史跡指定に向けた取り組みを進める。

< 施策例 >

特別史跡安土城跡の調査・整備および情報発信

県有史跡地の調査・整備

史跡紫香楽宮跡の調査

史跡観音寺城跡の調査・整備

(2) 暮らしに関する文化の継承

琵琶湖をはじめとした豊かな自然や歴史・風土と共に人々が暮らしてきた中で育まれた暮らしに関する文化を、琵琶湖博物館や図書館などさまざまな施設を活用しつつ、あらゆる機会をとらえて次の世代へ継承していく。

< 施策例 >

琵琶湖博物館による琵琶湖と人との暮らしに関する展示・交流

県内博物館における暮らしに関する文化の展示・広報

図書館における暮らしに関する文化の資料保存・展示

滋賀の伝統的な食文化の継承活動や情報提供

農業・水産業の振興を通じた地域の伝統文化などの継承

(3) 魅力的な風景の保全等

「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」の理念や、国において文化的景観が文化財として位置づけられた趣旨などを踏まえ、琵琶湖やこれらを取り巻く山々・田園などの自然風景や、宿場町・社寺・町並みの歴史風景など、湖国の魅力ある風景を保全し未来へ引き継ぐための取り組みを進める。

< 施策例 >

「景観法」や「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく住民相互の協定制度の活用や、建築物や工作物のデザイン、色彩の規

制など

国の文化的景観保護制度を活用した文化的景観の保存調査や修理・修復等などに対する各種助成

琵琶湖の周りに広がる棚田や里山などの保全や活用

地域の発想と協働による田園景観形成の取り組みの支援

湖国の風景を描いた絵画を公募し、県内文化施設で巡回展示

県と市町との連携による、琵琶湖周辺や歴史街道などにおける大規模建築物に対する高さなどの規制

・人が多様な文化を享受できる魅力的な空間・環境づくり

(1) 文化施設の利用・活用

県立文化施設については、利用者の視点から今日的な使命の根本的な問い直しと運営方法の自己点検を行う。その上で、他の文化施設や民間等とも連携しつつ、各施設の館藏品やホール設備などの物的資源や、ノウハウ・技術をもった専門職員などの人的資源を十分に活用した事業展開を行うとともに、より多くの県民が多様な文化芸術を鑑賞したり施設を利用したりできる機会を拡大する。

指定管理者制度への対応策は、文化行政の目的やそれぞれの施設の存在意義を再検証した上で、「県民や利用者に提供する質の高いサービスは何か」を再確認することにあると捉え、制度の適正な運用を図る。

また、県立文化施設が魅力ある空間・県民の創造性を育む場としてふさわしいものになるように、適正に維持管理を行うとともに、魅力ある空間の創出が困難な施設については、そのあり方について抜本的な見直しを行う。

< 施策例 >

びわ湖ホールにおける国際的水準の舞台芸術の創造と観客の創造
しが県民芸術創造館および文化産業交流会館における県民の芸術創造活動の促進および市町立文化施設との連携
近代美術館における美術作品の収集・展示・調査研究や教育普及
琵琶湖文化館における仏教美術工芸品の展示（再掲）
安土城考古博物館における城郭と考古をテーマにした展示（再掲）
市町等との連携による図書館における図書資料の収集・貸出
琵琶湖博物館における琵琶湖と人との暮らしに関する展示・交流(鯛)
陶芸の森における陶芸作品の収集・展示
アウトリーチ活動の実施
県立文化施設の計画的な施設整備

(2) 文化活動の場の充実等

新しいハレの場の提供

まちかど等を文化活動の場と捉え、商業施設・古民家・社寺などと連携しながら、さまざまな文化を鑑賞したり活動できるような事業に取り組み、まちの

賑わいを創出する。

また、文化施設が行う創造的な県民参加型の事業展開を拡充するとともに、民間等や市町と連携し、若者が集うロック・ポップスなどの分野にも対象を広げつつ、全県域の文化活動者の発表機会の確保を促進することにより、活動者のやる気を高め県内外へ飛躍できる新しいハレの場を提供する。

< 施策例 >

ライブハウス、スタジオ、カフェ、画廊などの商業施設や古民家などと連携した文化活動の場の提供

びわ湖ホールにおけるプロデュースオペラや青少年オペラ劇場への県民参加

しが県民芸術創造館における県民創作ミュージカルの開催

市町、民間等との連携による滋賀県芸術文化祭の拡充

国際音楽フェスティバルの開催

情報の収集および提供等

情報誌、インターネット、放送メディアなどを活用し、民間等のノウハウと連携しながら、文化鑑賞・活動に必要な情報の収集および提供を行う。

また、情報通信技術の発達により正しい知識や意識が不可欠となっている著作権について、さまざまな方法によりその普及啓発を図る。

< 施策例 >

県内文化施設の催しを掲載した文化情報誌「れいかる」の発行

滋賀の歴史・文化を掲載した文化情報誌「湖国と文化」の発刊

県内博物館が連携した博物館情報の提供

著作権に関する正しい知識や意識の普及啓発

インターネットなどを活用したアーティスト登録制度

文化活動に関する相談窓口機能の充実

放送メディアなどと連携した文化情報番組の制作

オンラインによる県内文化施設間のチケット販売や施設利用申込みのシステム

文化交流の促進

文化交流は異なる文化の相互理解を深めるとともに、地域の文化を磨き、地域アイデンティティの確立にも寄与することから、文化を切り口とした県内の各地域間の交流を促進する施策や、近隣府県との広域連携に関する施策に取り組む。

また、国際交流のテーマとして「文化」は取り組みやすく、国際感覚を育むことにもつながることから、文化による在住外国人との交流の場や海外姉妹友好都市等との交流の場の提供を促進する。

< 施策例 >

滋賀県芸術文化祭のフェスティバル事業の開催

関西広域連携事業（関西の2府7県4政令市と経済界）の推進

日本まんなか共和国文化首都事業（滋賀県、福井県、岐阜県、三重県）の推進

陶芸の森における国内外陶芸家等の招へい・創作研修・交流

びわ湖ホールにおける海外アーティストの招へい・交流

近代美術館における海外の美術館との連携による企画展の開催

文化施設やアートNPOが交流する場の拡充

(3) 観光・産業・福祉分野との連携

文化を活かした観光の振興

近隣府県・市町・民間等と連携をしながら、社寺や歴史的な町並みなど滋賀の豊かな文化資産や、文化施設の魅力的な事業展開など、多様な文化資源を活かした観光の振興を図る。

< 施策例 >

文化資源など観光資源を近隣府県との連携により全国へ情報発信

文化資源を活用した参加体験型旅行商品を旅行会社との連携により開発

文化資源などをキーワードにした検定に対する支援

「関西文化の日」の取り組み（美術館・博物館等の入場料無料化）

近畿2府4県の博物館、美術館、ギャラリーなどの無料入場券または割引券がつづられた「ミュージアム ぐるっとパス・関西」

国宝・彦根城築城400年祭の開催に合わせた誘客

文化資源を活かした映画・テレビなど映像制作の誘致・支援

文化施設の事業展開と宿泊施設との連携

文化施設と近隣飲食店との連携

文化を活かした産業の振興

産地の歴史文化・特色・技術を活かした地場産業の振興を図るとともに、本県の有する豊かな伝統や文化など多様な資源を掘り起こし、技術やデザイン等を融合させるなどにより、現代の感性に訴える商品やサービスなどを生み出すことで、地域経済の活性化を促進する。

また、ポップスやメディア芸術などは、文化ビジネスの種となる可能性があることから、産業政策との連携を図る。

< 施策例 >

陶芸の森の運営による陶芸産業の振興
伝統産業産地における後継者育成への支援
地場産業を対象とした感性を活かした新商品開発や販売方法確立への支援
文化施設と文化ビジネスとの連携によるイベントの開催
文化資源を活用し、消費者の感性に訴える商品・サービス等を生み出そうとする地域中小企業への支援
新たな文化ビジネスの起業化を促すインキュベーション施策

福祉分野との連携

人間の内なる自然の力を回復させていくアートの可能性に着目して、音楽・美術・ダンスなどの芸術文化を医療対策や高齢者の生きがいがづくりに活用するなど、福祉分野との連携を促進する。

また、障害者や高齢者などが自己表現できる機会として、文化活動がより一層促進されるとともに、そうした活動に対する理解が深められ正当で積極的に評価されるように努める。

< 施策例 >

音楽や美術などを医療現場や福祉現場に活かす取り組み
ボーダレス・アート・ミュージアムNO-M Aへの運営支援
系賀一雄記念音楽祭（心身のハンディキャップをもつ人とアーティストがともにつくるコンサート）の開催

・未来へ向けて感性豊かな人が育つ環境づくり

(1) 次世代の文化活動の充実

次世代の文化活動を充実させることにより、青少年の芸術に対する感性や、郷土の歴史・伝統文化・生活文化に対する理解を育む取り組みなどを促進する。

また、これらの取り組みに加え、県内文化施設においては、それぞれの施設の実情に応じて、先行事例の成果も参考にしながら、無料を含め利用しやすい料金設定などを行うように努める。

< 施策例 >

びわ湖ホールにおけるシアターメイツ
文化施設における青少年料金の設定
文化施設における青少年向け舞台公演の実施
県立文化施設における体験学習の日、家族ふれあいサンデー、こどもの日の観覧料免除
陶芸の森（陶芸館）での観覧料無料化（中学生以下を対象）
主に青少年の芸術鑑賞を目的とした、オーケストラの創設と地域への巡回公演

(2) 学校教育における文化活動の充実

小・中・高等学校の教育課程や課外活動において、県内文化施設などを活用し、子どもたちが文化芸術を身近に体験することができるような仕組みづくりに努める。

また、子どもたちに対する文化の指導を行う教員の資質の向上のため、研修機会の確保と内容の充実を図る。

< 施策例 >

文化や自然に恵まれた滋賀を題材として、小・中・高等学校での読書・表現の充実による国語力の向上を図る「滋賀のことはプロジェクト」
郷土の歴史、文化や人物などを取り上げた副読本等の配付
県内文化施設における舞台芸術の鑑賞機会の提供
びわ湖ホール音楽アンサンブルによる小学校巡回公演

近代美術館における美術鑑賞教育プログラムの開発
陶芸の森における教育プログラムの実施
しが文化芸術体験サポートセンターにおける学校での体験プログラムの実施
学校と地域を結ぶコーディネーター担当者新任研修
高等学校総合文化祭の開催
県内文化施設における学校団体の観覧料免除
芸術科目の担当教員を対象にした研修会の開催
学校を地域のコミュニティの場として活用
学習船「うみのこ」のような文化体験プログラムの創設
学校における芸術系専科教員の配置

(3) 文化活動の担い手の育成・支援

芸術家・文化活動者の育成・支援

芸術系専門学科を有する高校・大学や、人が育つ場を提供する陶芸の森、びわ湖ホールなどを通して、芸術家・文化活動者の育成や支援を行う。

また、県内の芸術家が全国で活躍することができるような支援の環境づくりを進めるとともに、滋賀の文化を幅広くリードする人材を積極的に顕彰することにより、担い手の育成に努める。

< 施策例 >

陶芸の森のアーティスト・イン・レジデンス制度による陶芸家の育成
びわ湖ホールの専属声楽アンサンブルの運営
滋賀県文化賞など文化振興に貢献した個人や団体の顕彰
音楽や美術などの芸術家専門学科を有する高校・大学の増設
県内で活躍する芸術家や県出身の新進芸術家の活動の場の拡充
文化活動者育成のためのワークショップの開催
企業メセナ活動の支援
高校生のポップミュージック大会の開催
国際的音楽コンクールの開催
県内ジュニア・ユース・オーケストラの育成・支援・創設

文化活動を支える専門的な人材の育成と活用等

市町立文化施設の職員や文化ボランティアなどを対象としたアートマネジメントや舞台技術などに関する研修、共同企画による公演・展示の開催などにより、文化活動を支える人材を育成する。

また、民間、学校、地域、そして行政の間に入って、文化を通じて施設や人、プログラムなどをつなぐ専門的な人材の育成を図るとともに、幅広い世代が文化ボランティアに参加しやすい仕組みづくりを進める。

さらに、文化・芸術系大学をはじめとした大学と地域や文化施設などが連携した、文化に関する研究や文化活動の活性化を進める。

併せて、育成した人材が活動できる場や就業機会の確保に努める。

< 施策例 >

舞台技術者を養成するプログラムの拡充

市町立文化施設との共同企画による公演・展示企画の支援拡充

しが文化芸術体験サポートセンター事業の拡充

文化施設ボランティア制度（美術館^等・ター・はしかけ等）の拡充

文化施設と地域・学校などをつなぐ人材（コーディネーター）の育成・支援

大学と文化施設との共同研究

7. 文化振興を推進する体制等

文化振興を推進するためには、次のような体制等が必要であると考えます。

(1) 推進体制

民間等（NPO、企業、メディア、大学、財団法人など）、市町、県とが、取り組みの内容に応じて、効果的な連携・協働を行うことが必要である。

民間等との連携・協働

新たな公共の担い手としてのNPO・ボランティアや、行政にはない人的・財的資源や施設設備を持つ企業・メディア・大学・財団法人などとの連携・協働を強化していくことが特に重要であり、民間等が活動しやすい条件整備を行うとともに、人材や資金を確保する新たな仕組みを構築する必要がある。

行政間の連携

住民に身近な文化振興を行う市町との連携は不可欠であるが、現在十分な連携ができているとは言えないため、市町と県が一体となって県の文化振興を行えるよう、連携を強化していくことが必要である。

また、全国・世界を視野に入れたより広域的な取り組みを推進するために、近隣府県や国との連携を強化する必要がある。

県庁内部の連携

文化は幅広い行政分野と関わっていることから、行政の縦割りを越えて、関係部局間の密接な連携体制を構築することが必要である。

(2) 県民等の意見の反映

県民、文化活動者、市町などが参画する検討委員会や、若者をはじめとする多くの人々が参画しやすいインターネットなどを通して、県の文化振興に関する基本的な事項を議論する場などをつくり、多様な県民等の意見を反映していくことが必要である。

(3) 施策の評価

文化施策の効果を高めるためには、政策目標に即した評価が重要であり、そのための仕組みづくりが必要である。

8 . まとめ ～ 条例の制定および基本方針の策定～

最後に、文化振興を推進するための仕組みとして、条例の制定および基本方針の策定が必要であると考えます。

文化が県民のいのちを輝かせ、社会を支える基盤として必要であることの認識を県民が共有するためには、県民が積極的に参画しながら社会全体で滋賀の文化に対する理解と関心を深め、文化を大切に作る気運を醸成していくことが大切であり、そのためには、多くの県民が共感できる、いわば「旗印」が必要である。

一方、分権時代における県の文化行政のあり方として、県の主体性・独自性が鋭く問われる状況になってきており、県は、滋賀の文化を担う主役である県民や民間等との協働のもとに、滋賀の地域特性や文化的固有性に立脚して体系的な文化施策を長期的・安定的に推進していく「仕組み」をつくる必要がある。

しかし現状では、上記のような「旗印」や「仕組み」がないため、その根拠となる文化振興条例を制定し、条例に基づく基本方針などを策定することで、施策の実効性を担保する必要がある。

なお、条例に盛り込むべき内容としては、この報告書で示した、「滋賀の文化振興の目指すべき将来像」、「基本理念」、「県の役割」、「基本的施策」、「推進体制」、「県民等の意見の反映」、「施策の評価」のほか、「基本方針の策定」などがあげられる。

用語解説（五十音順）

用語	解説
アウトリーチ活動	アウトリーチとは、英語で「手を伸ばすこと」を意味する。文化芸術分野では、芸術文化に触れる機会の少ない人に対して、美術館・博物館・文化ホールなどが施設や学校などへ出向き普及活動すること。
アーティスト・イン・レジデンス	創作の場や住まい等を一定の期間提供する滞在型共同工房。滞在する作家同士、周辺との交流をとおして制作の活性化をはかり、ひいては次の世代の育成をも目的としている。
アートNPO	NPOとは「Non Profit Organization」の略で、民間非営利組織（団体）と訳され、市民活動を中心とした団体としてとらえられることが多く、中でも芸術分野を担うNPOのこと。
アートマネジメント	芸術運営・管理。アートと社会を結ぶための方法論。例えば、文化・芸術活動を創造する人と鑑賞する人たちの間に入り、企画・制作・運営を行うことなど。
インキュベーション	設立して間がない新企業に経営技術・金銭・人材などを提供し、育成すること
近江歴史回廊構想	本県が有する豊富な歴史文化資源をルート化（回廊化）という手法を用いることにより、それらの総合的な整備と活用を図ることで、県民や滋賀県を訪れる人々が近江の歴史に親しく触れことができるよう企図するとともに、地域の活性化と個性化をめざそうという構想である。
学習船「うみのこ」	環境に主体的に関わる力や人と豊かに関わる力を育むため、学校教育の一環として、県内小学5年生を対象に、琵琶湖を舞台にした宿泊体験型教育。
企業メセナ	芸術文化活動分野における企業の社会貢献活動
ケ	ケ（褻）は普段の生活である「日常」のこと。ハレの反対語で、ともに民俗学などでよく用いられる。
コミュニティ	地域社会。一定の地域に居住し共属感情を持つ人々の集団。
コーディネート	各部を調整し、全体をまとめること

用語	解説
しが文化芸術体験サポートセンター	学校や文化施設、地域あるいはアーティストといった多様な主体を結び、より多くの子どもたちに文化・芸術との出会いの機会を提供することと、文化コーディネーター・ボランティアの育成を目的として、平成18年7月1日に（財）滋賀県文化振興事業団内に設置。
次世代	次の世代を担う子どもや青少年
ジュニア・ユース	ジュニアは約18歳未満の子ども、ユースは約30歳未満の青少年を指す。
知的財産	発明、ノウハウといった人の知的、精神的な活動により作り出された無形の財産の総称
著作権	知的財産権の1つ。著作者がその著作物を排他的・独占的に利用できる権利。
ハレ	表だってはれがましいこと。非日常的情况にある時間、空間などのことで、「晴れ舞台」「晴れ着」というように、日常語の中では生きている。
琵琶湖博物館「はしかけ」	「はしかけ」は湖北地方で「仲人」を意味する言葉。「はしかけ」とは、利用者が自主的にテーマをもったグループ単位で、博物館活動へ主体的に参加するとともに、博物館と地域あるいは地域の人々との間の「はしかけ」としての役割も期待されている制度。
びわ湖ホール声楽アンサンブル	びわ湖ホール独自の創造活動の核として1998年3月に設立。ソリストとしての実力は言うまでもなく、アンサンブル、合唱の中核となりえるバランスのとれた声楽家により構成されている。びわ湖ホールのオリジナル・レパートリー公演である「青少年オペラ劇場」へのソリストとしての出演や、年間4回開催する定期公演をはじめ、「プロデュースオペラ」などのホールの自主公演の活動を中心に、依頼を受けて全国各地でも多数の公演活動を行っている。公共ホールとして日本初の専属団体。
びわ湖ホールにおけるシアターメイツ	青少年に気軽に劇場へ親んでもらえるように作られた制度。6歳以上18歳以下の方なら誰でも入会でき、青少年向け公演の低価格での鑑賞や、舞台がいこ見学会などのイベントへの参加ができる。
びわ湖ホールプロデュースオペラ	“創造する劇場”びわ湖ホールが、芸術監督の監修・指揮のもと、日本最高水準の力を結集して自主制作しているオペラシリーズ。
ボランティア	自発的な意志に基づく社会的活動の担い手となる人を指す。市民社会の活性化や進展に重要な役割を果たす。
メディア	新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

資料1 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 滋賀らしい文化芸術振興のあり方について、条例の制定や基本方針の策定も視野に入れながら検討し、今後の取り組みに反映させることを目的として、「滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、滋賀らしい文化芸術振興のあり方等について必要な事項を協議し、意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、文化芸術に関する学識経験者や文化活動者等の中から、知事が委嘱する委員15名以内をもって構成する。

2 委員のうち、2名以内は公募により選任する。

3 委員の任期は委員の委嘱の日から1年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1名および副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

(会長の職務および職務代理)

第5条 会長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、滋賀県県民文化生活部県民文化課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

資料2 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	職名等	備考
石丸正運	彦根城博物館館長	
岩根順子	サンライズ出版(株)代表取締役	
小川泰江	NPO法人びいめーる企画室理事長	
海東英和	高島市長	
川本 勇	(株)ユーストン代表取締役	
木村至宏	成安造形大学学長	会長
小暮宣雄	京都橘大学文化政策学部教授	副会長
高橋政之	長浜商工会議所会頭	
谷野明夫	滋賀県工芸美術協会理事	
中谷 満	滋賀音楽振興会会長	
野口恭平	立命館大学経済学部(学生)	公募委員
馬場輝代	滋賀県総合教育センター所長	
松本 修	朝日放送(株)編成本部制作局局長プロデューサー	
森田実穂	京都造形芸術大学准教授	
山本若子	(有)N.A.T 取締役	公募委員

資料3 検討経過

回	開催日	議題	備考
第1回	平成18年 10月5日	1. 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会の設置について 2. 会長および副会長の選出について 3. 検討委員会の今後の進め方について 4. 滋賀の文化芸術の特徴と課題について	
第2回	11月6日	1. 有識者ヒアリング (1)上原恵美氏((財)びわ湖ホール理事長) (2)中川幾郎氏(帝塚山大学大学院法政策研究科教授) 2. 滋賀の文化芸術振興の目指すべき将来像について 3. 文化芸術振興に当たっての基本理念について 4. 県・市町・民間等と役割分担について	
第3回	12月21日	1. 関係団体ヒアリング (財)滋賀県文化振興事業団 2. 県の基本的政策方向について 3. 重点的に取り組む具体的施策について 4. 文化芸術振興のための仕組みについて	
第4回	平成19年 3月14日	1. 報告書の素案について (仮称)滋賀の文化振興のあり方について(素案)	県民、市町等 への意見照会 (3/14~4/13)
フォー ラム	3月24日	滋賀の文化を語る会 ~滋賀らしい文化芸術振興のあり方を考えるフォーラム~ 1. パネルディスカッション 2. 参加者との意見交換 など	県民、市町等 との意見交換
第5回	6月29日	1. 報告書の中間まとめについて 「(仮称)滋賀の文化振興のあり方」報告書(中間まとめ)	
第6回	8月27日	1. 報告書(案)について	
-	9月10日	「滋賀の文化振興のあり方」報告書を知事へ提出	

資料4 県の文化行政の主な変遷 ～1954年度以降～

年度	主 な 出 来 事
1954(s29)	滋賀会館開館
1961(s36)	琵琶湖文化館開館
1971(s46)	第1回県芸術祭開催
1972(s47)	文化の幹線計画
1975(s50)	長浜文化芸術会館開館
1976(s51)	第1回「湖と文化の懇話会」(1977年度まで8回開催) 第1回県文化賞贈呈式
1979(s54)	安曇川文化芸術会館開館 第1回「文化の屋根委員会」(1985年度まで11回開催) 「文化行政推進本部」・「文化行政推進チーム」設置(1992年度まで) 「美しいまちづくり1%事業」の開始(1985年事業名変更、1989年まで)
1980(s55)	図書館開館 埋蔵文化財センター開所
1981(s56)	八日市文化芸術会館開館
1983(s58)	水口文化芸術会館開館
1984(s59)	近代美術館開館
1985(s60)	文化小劇場整備補助の開始(平成11年度まで)
1988(s63)	文化産業交流会館開館 草津文化芸術会館開館
1990(h2)	陶芸の森開館 第1回「淡海文化を考える懇話会」(1991年度まで8回開催)
1991(h3)	同懇話会の最終報告「新しい淡海文化の創造に向けて」公表
1992(h4)	安土城考古博物館開館 滋賀県文化政策会議設置(淡海文化推進会議で2002年度末まで)
1993(h5)	「淡海文化推進懇談会」設置・「淡海文化交流会」開催(3回) 「新しい淡海文化の創造に向けた県行政推進の基本方針」策定
1996(h8)	琵琶湖博物館開館
1998(h10)	芸術劇場びわ湖ホール開館
2000(h12)	第1回「滋賀県文化創造懇談会」(2001年まで5回開催)
2001(h13)	「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」策定(11月) (「文化芸術振興基本法」施行(12月))
2003(h15)	「滋賀県中期計画」策定(計画期間:2003~2007)(10月)
2004(h16)	県立文化施設のあり方を検討 「県立文化芸術会館のあり方について」公表(11月) (県立文化芸術会館は地域館としての運営を平成17年度末で原則廃止)
2005(h17)	文化振興のあり方についての県政モニターアンケート調査実施(12月)
2006(h18)	指定管理者制度導入(びわ湖ホール、しが県民芸術創造館・文化産業交流会館、滋賀会館、陶芸の森など) 「草津文化芸術会館」を「しが県民芸術創造館」へ名称変更(4月) 他4館の文化芸術会館を地元市へ移管(4月~10月) 第1回「滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会」(10月~)

資料5 滋賀らしい文化創造の基本的な考え方（概要）

～人・自然・歴史が織りなす滋賀の未来づくり～

平成13年11月策定

1 策定の趣旨

(1) 趣旨

滋賀の特性を活かしつつ県民一人ひとりが日々の暮らしの中で文化を創造できる環境づくりを進めていくとともに、文化創造の主役である県民のさまざまな活動を幅広く支援していくための目標と取り組みの重点方向を提示するものです。

(2) 位置づけ

「新しい淡海文化の創造」の考え方を継承しながら、その後の時代の変化等を踏まえて、より具体的・実践的な取り組みの方向を示そうとするものです。

2 滋賀の文化環境

(1) 滋賀の人・自然・歴史

自然的特徴、気候、地理的特性、歴史、県民性 等

(2) 文化創造の大きな可能性

交通の要衝、恵まれた社会的・経済的条件、県民（NPO）活動等の活発化 等

3 基本目標

歴史と風土に学び、人々が琵琶湖のふとこで生きる知恵や心、感性を見つめ直すとともに新たに創造することによって、人とひと、人と自然が互いに活かし活かされ、誰もが滋賀の地に誇りの持てる楽しくて夢のある地域づくりを目指します。

4 基本的な視点

世代のつながりと地域のひろがりをお大切にする視点
滋賀の個性と魅力を活かす視点
地域にある多様な要素をお大切にする視点

5 取り組みの方向

(1) 湖国発の芸術文化の創造と発信

芸術文化に親しむ環境づくり
多様な芸術文化に触れる機会の拡充、成果発表の場の確保、情報提供 等
芸術文化創造の基盤づくり
地域や施設の特性に応じた事業や住民参画型事業の展開、人材育成 等
異なるものの出会いによる新しい芸術文化の創造
さまざまな要素の多様な出会いを通じた新しい創造の動きを促す 等

(2) 先人に培われた近江の伝統文化の未来への継承

近江の歴史の掘り起こしと積極活用
「近江歴史回廊構想」の推進、インターネットによる文化資源の発信 等

近江の伝統文化の未来への継承
特色ある民俗文化、伝統工芸、地場産業、食文化等に接する機会の拡充 等

(3) 滋賀を舞台にした新しい生活文化の創造と発信

琵琶湖への感謝の気持ちの実践

琵琶湖に感謝し、県民総ぐるみによる水環境保全への地道な取り組み 等
みどりや森が持つ多面的な機能の活用

人とみどりが共に生きてきた文化の継承、県民参加型の環境学習の推進 等
スリムでシンプルな暮らしの実現

「もったいない」という考え方をベースにした、新しい環境習慣の確立 等
人権が尊重される豊かな社会の実現

人権尊重・男女共同参画社会づくり、EBC-カルデザイのまちづくりの推進等
誰もが個性的な生き方のできる社会の実現

健康福祉分野における新たな生活文化の創造、「スポーツ県・滋賀」の実現等

(4) 自然と人を幸せにする産業の創出

人間をより豊かにする新規成長産業の振興

環境関連産業や健康福祉関連産業の振興、コミュニティビジネスの定着 等
農林水産業の価値の再評価と持続的な発展

文化的な役割・魅力に着目した農林水産業の発展、しがエコ農業の推進 等
観光交流の舞台づくり

「住んで良く、訪れて良し」の観光、環境・歴史・文化体験観光の推進 等

(5) 文化交流の拡大

世代を越えた交流の促進

世代を越えた地域住民が楽しく交流できる機会の確保と文化施設の活用 等
アジアをはじめ多様な地域との交流の促進

県民・企業・行政等におけるアジア地域との重点的な交流の推進 等

(6) 滋賀らしい文化を育む環境づくり

文化意識の醸成

幼少期から文化に親しむ機会の充実、故郷を愛する心を育む学習の推進 等
滋賀らしい風景づくり

ふるさと滋賀の風景づくり～「水と緑とまちの景観回廊づくり」～の推進 等
新しい市民自治の動きへの支援

ボランティアやNPOとの協働の推進など、取り組みの一層の充実 等

6 今後に向けて

今後、この基本的な考え方を素材に、県民の間で継続的な議論が深まり、常に時代の動向等を踏まえながら滋賀の文化について語る場と機会がつけられていくことを期待します。県としても、今後、県民の文化に対するニーズや文化を取り巻く情勢等の変化に応じて、この基本的な考え方を柔軟に見直していきます。

資料6 文化芸術振興基本法

(平成十三年十二月七日法律第百四十八号)

前文

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 基本方針(第七条)

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第八条 第三十五条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(以下

「文化芸術団体」という。)による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

資料7 文化ホール一覧

平成18年10月 滋賀県民文化課調査

(1) 県立文化ホール

施設名 (管理者)	所在地	規模等			
		大ホール(席)	小ホール(席)	その他	備考
滋賀会館 ((財) 滋賀県文化振興事業団)	大津市京町三丁目 4-22 TEL 077-522-6191 FAX 077-524-6300	1,172	107 (シネマホール)	会議室 5部屋 ギャラリー 225㎡	昭和29年 6月15日 開館
滋賀県立 文化産業交流会館 ((財) 滋賀県文化振興事業団)	米原市下多良 2-137 TEL 0749-52-5111 FAX 0749-52-5119	動席 2,000 以上	203	練習室 2部屋 会議室 2部屋 文化教室 和洋4部屋 海外旅券窓口、IT体験 プラザ、びわこ文化セン ター、SOHOビジネス オフィス	昭和63年 4月22日 開館
しが県民芸術創造館 ((財) 滋賀県文化振興事業団)	草津市野路町東浦 1681 TEL 077-564-5815 FAX 077-564-5851	709 移動席 95	-	和室 1部屋 練習室 3部屋 展示室 324㎡	昭和63年 6月25日 開館 H18.4.1 名称変更
滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール ((財) びわ湖ホール)	大津市打出浜15-1 TEL 077-523-7133 FAX 077-523-7147	大ホール 1,848 中ホール 804	323	リハ-リ-室 350㎡ 練習室1 56㎡ 練習室2 33㎡ 練習室3 47㎡	平成10年 9月5日 開館

(2) 市町立文化ホール

大津市区域

施設名 (管理者)	所在地	規模等			
		大ホール(席)	小ホール(席)	その他	備考
大津市民会館 (大津市)	大津市島の関14-1 TEL 077-525-1234 FAX 077-525-1788	1,300	移動席 200	公民館併設 楽屋 6部屋 リハ-サル室 1部屋	昭和50年 4月3日 開館
大津市北部地域 文化センター (大津市教委)	大津市堅田二丁目 1-11 TEL 077-574-0140 FAX 077-574-0148	電動席 498 車椅子席 2	-	図書館、児童館、 少年センター-併設 楽屋 2部屋 リハ-サル室 1部屋	平成5年 7月24日 開館
大津市生涯学習 センター (大津市教委)	大津市本丸町6-50 TEL 077-527-0025 FAX 077-528-2033	電動席 448 移動席 46 親子席 6	-	女性会館、科学館、 教育研究所、 少年センター- 文化情報センター- 視聴覚ライブラリー-併設	平成4年 4月10日 開館
大津市和邇文化 センター (大津市教委)	大津市和邇高城12 TEL 077-594-8022 FAX 077-594-4189	500	-	すこやか相談所 併設 楽屋 1部屋 練習室 1部屋 会議室 1部屋	昭和63年 4月20日 開館
大津市伝統芸能会館 (大津市教委) h16調査では対象外	大津市園城寺町246 -24 TEL 077-527-5236 FAX 077-523-1953	-	能楽ホール 217	和室 5部屋 会議室 1部屋	平成7年 5月20日 開館

湖南地域

施設名 (管理者)	所在地	規模等			
		大ホール(席)	小ホール(席)	その他	備考
草津アマカホール (草津市教委)	草津市草津三丁目 13-30 TEL 077-561-2345 FAX 077-561-2493	302	-	楽屋 2部屋 練習室 1部屋 研修室 3部屋	平成4年 5月9日 開館
守山市市民文化会館 (守山市財団法人)	守山市三宅町125 TEL 077-583-2532 FAX 077-583-3189	1,300	電動席 200 移動席 100	公民館併設 楽屋 8部屋 練習室 2部屋 リハーサル室 1部屋	昭和61年 11月23日 開館
栗東芸術文化会館 さきら (民間会社)	栗東市縷2-1-28 TEL 077-551-1455 FAX 077-551-2272	810	中ホール406 小ホール 電動席 49 移動席 51	楽屋 9部屋 練習室 4部屋 スタジオ 1部屋 展示室 1部屋	平成11年 10月1日 開館
さざなみホール (野洲市財団法人)	野洲市比留田3313-3 TEL 077-589-3111 FAX 077-589-3105	497	-	公民館、保健センター-併 設 楽屋 3部屋	平成4年 7月23日 開館
野洲文化ホール (野洲市財団法人)	野洲市小篠原2142 TEL 077-587-1950 FAX 077-586-1563	1,075	移動席 110	公民館併設 楽屋 5部屋	昭和58年 6月10日 開館
野洲文化小劇場 (野洲市財団法人)	野洲市小篠原2142 TEL 077-587-1950 FAX 077-586-1563	移動席 300	-	楽屋 1部屋	平成2年 8月30日 開館

甲賀地域

施設名 (管理者)	所在地	規模等			
		大ホール(席)	小ホール(席)	その他	備考
甲賀市あいこうか 市民ホール (甲賀市教委)	甲賀市水口町水口 5633 TEL 0748-62-2626 FAX 0748-62-2625	870 移動席 133	-	和室 1部屋 練習室 3部屋 展示室 297㎡	s58.5.27 開館 h18.7.1県か ら甲賀市へ
甲賀市碧水ホール (甲賀市教委)	甲賀市水口町水口 5671 TEL 0748-63-2006 FAX 0748-63-0752	電動席 336 移動席 96	-	楽屋 2部屋 会議室 1部屋 練習室 1部屋	平成元年 7月1日 開館
甲賀市あいの土山 文化ホール (甲賀市財団法人)	甲賀市土山町北土 山2222-2 TEL 0748-66-1602 FAX 0748-66-1603	441	-	楽屋 2部屋 練習室 1部屋	平成3年 12月18日 開館
甲賀市甲南情報交流 センター (甲賀市財団法人)	甲賀市甲南町竜法 師600 TEL 0748-86-1046 FAX 0748-86-8119	電動席 525	-	楽屋 4部屋 練習室 1部屋 スタジオ 1部屋 公民館併設	平成12年 9月1日 開館
石部文化ホール (湖南市財団法人)	湖南市石部中央1丁 目2-3 TEL 0748-77-6250 FAX 0748-77-6253	507	-	楽屋 2部屋 リハーサル室 1部屋	平成2年 7月20日 開館
甲西文化ホール (湖南市財団法人)	湖南市中央五丁目 57 TEL 0748-72-2133 FAX 0748-72-7305	412	-	会議室 1部屋 楽屋 2部屋 練習室 1部屋 和室 1部屋	昭和61年 11月1日 開館

東近江地域

施設名 (管理者)	所在地	規模等			
		大ホール(席)	小ホール(席)	その他	備考
近江八幡市文化会館 (近江八幡市)	近江八幡市出町 366 TEL 0748-33-8111 FAX 0748-33-8112	1,130	移動席 300	会議室 2部屋 楽屋・練習室 8部屋 展示室 1部屋 (200㎡)	昭和54年 5月21日 開館
東近江市立 八日市文化芸術会館 (東近江市教委)	東近江市青葉町 1-50 TEL 0748-23-6862 FAX 0748-23-6863	750 移動席 54	-	和室 1部屋 練習室 3部屋 展示室 380㎡	s56.8.23 開館 h18.4.1県か ら東近江市へ
東近江市てんびんの 里文化学習センター (東近江市教委)	東近江市五個荘竜 田町583 TEL 0748-48-7100 FAX 0748-48-7105	電動席 240	-	近江商人博物館 ミュージックスタジオ 美術工作室 メディアルーム	平成7年 11月22日 開館
東近江市 やわらぎホール (東近江市財団法人)	東近江市跡光寺町 254-3 TEL 0748-42-2277	移動席 300	-	リハーサル室 1部屋 控室 1部屋 会議室 1部屋	昭和62年 8月21日 開館
東近江市 あかね文化ホール (東近江市財団法人)	東近江市市子川原 町461-1 TEL 0748-55-0207 FAX 0748-55-3898	504	電動席 150 移動席 45	公民館併設 楽屋 2部屋	平成3年 7月1日 開館
文芸セミナーヨ (安土町財団法人)	蒲生郡安土町大字 桑実寺777 TEL 0748-46-6507 FAX 0748-46-6510	380	-	楽屋 2部屋 会議室 1部屋 講習室 2部屋 研修室 1部屋	平成6年 5月10日 開館
日野町町民会館 わたむきホール虹 (任意団体)	蒲生郡日野町松尾 1661 TEL 0748-53-3233 FAX 0748-53-3232	754	移動席 250	楽屋 4部屋 会議室 4部屋 リハーサル室 5部屋	平成5年 1月10日 開館

湖東地域

施設名 (管理者)	所在地	規模等			
		大ホール(席)	小ホール(席)	その他	備考
ひこね市文化プラザ (指定管理者)	彦根市野瀬町187-4 TEL 0749-26-8601 FAX 0749-26-8602	1,480	197 移動席 149	メッセホール270席 リハーサル室 2部屋 研修室 4部屋 特別会議室 1部屋	平成9年 2月11日 開館
彦根市高宮地域 文化センター (彦根市教委)	彦根市高宮町2311 TEL 0749-22-3510 FAX 0749-21-2223	移動席 200	-	楽屋 1部屋 会議室 3部屋 練習室 1部屋	平成元年 4月5日 開館
みずほ文化センター (彦根市教委)	彦根市田原町11 TEL 0749-43-8111 FAX 0749-43-8111	53 電動席 240 移動席 108 車椅子席 2	-	楽屋 1部屋 練習室 1部屋	平成11年 4月1日 開館
ハーティーセンター 秦荘 (秦荘町教委)	愛知郡愛荘町安孫 子822 TEL 0749-37-4110 FAX 0749-37-4113	425 移動席 50	電動席 150	秦荘図書館隣接	平成7年 4月1日 開館
豊郷町文化ホール (豊郷町教委)	犬上郡豊郷町四十 九院1252 TEL 0749-35-8010 FAX 0749-35-8021	493	-	図書館、公民館、保健セ ンター併設	平成7年 10月7日 開館

湖北地域

施設名 (管理者)	所在地	規模等			
		大ホール(席)	小ホール(席)	その他	備考
長浜市立 長浜文化芸術会館 (長浜市財団法人)	長浜市大島町字大島37 TEL 0749-63-7400 FAX 0749-63-7401	466 移動席 34	-	練習室 2部屋 展示室 2部屋 110m ² 396m ²	s50.11.4 開館 h18.10.1県から長浜市へ
長浜市民会館 (長浜市財団法人)	長浜市宮司町1200 TEL 0749-62-3095 FAX 0749-62-3097	873 車椅子席 8	-	茶屋 1部屋 会議室 7部屋 和室 1部屋	昭和40年 11月6日 開館
浅井文化ホール (長浜市財団法人)	長浜市内保町2500 TEL 0749-74-4000 FAX 0749-74-4008	487	-	中央公民館併設 小ホール(会議室) キヤリ-117m ²	平成8年 4月20日 開館
リュートプラザ (長浜市教委)	長浜市難波町505 TEL 0749-72-5257 FAX 0749-72-5258	300 移動席 50	-	図書館、 文化学習センター	平成11年 8月1日 開館
ルッチプラザ (米原市民交流プラザ) ベルホール310 (米原市教委)	米原市長岡1050-1 TEL 0749-55-4550 FAX 0749-55-4556	310	-	図書館、保健センター併設 茶屋 6部屋 多目的ホール 1部屋 練習室 1部屋	平成13年 4月1日 開館
米原市伊吹薬草の里 文化センター (米原市教委)	米原市春照37 TEL 0749-58-0105 FAX 0749-58-0296	290	-	公民館 研修室 2部屋 展示ホール 1部屋	平成6年 5月27日 開館
虎姫町文化ホール (虎姫町教委)	東浅井郡虎姫町宮部3445 TEL 0749-73-2273 FAX 0749-73-4167	286	-	図書館、福祉保健センター併設	平成8年 6月1日 開館
湖北町文化交流 センター (湖北町教委)	東浅井郡湖北町速水2745 TEL 0749-78-1287 FAX 0749-78-1749	可動席 264 48	-	会議室 7部屋	平成12年 11月3日 開館
木之本町 スティックホール (木之本町教委)	伊香郡木之本町木之本1757-6 TEL 0749-82-2411 FAX 0749-82-2276	300	-	保健センター併設 茶屋 1部屋 控室 1部屋 多目的室 1部屋	平成2年 10月13日 開館
はごろもホール (余呉町教委)	伊香郡余呉町中之郷2434 TEL 0749-86-3221 FAX 0749-86-3220	231 車椅子席 4	-	図書室 サークル活動室 研修室	平成10年 11月1日 開館
西浅井町文化小劇場 (西浅井町教委)	伊香郡西浅井町大浦2590 TEL 0749-89-1121 FAX 0749-89-0585	電動席 192 移動席 96	-	茶屋 1部屋	昭和63年 11月1日 開館

高島市区域

施設名 (管理者)	所在地	規模等			
		大ホール(席)	小ホール(席)	その他	備考
高島市藤樹の里 文化芸術会館 (高島市教委)	高島市安曇川町上 小川106 TEL 0740-32-2461 FAX 0740-32-2460	448 移動席 52	-	和室 1部屋 練習室 2部屋 展示室 256㎡ 屋外展示場 屋外広場	s54.5.25 開館 h18.4.1県か ら高島市へ
高島市民会館 (高島市教委)	高島市今津町中沼 一丁目3-1 TEL 0740-22-1764 FAX 0740-22-1845	1,024	-	会議室 1部屋 楽屋 4部屋 練習室 2部屋 控室 1部屋	昭和55年 11月2日 開館
高島市生涯学習センター「アイ リッシュパーク」 ガリバーホール (高島市教委)	高島市勝野670 TEL 0740-36-0219 FAX 0740-36-1909	500	-	公民館併設 小ホール 1部屋 楽屋 4部屋	平成5年 11月1日 開館
高島市文化交流施設 やまびこ館 (高島市教委)	高島市朽木市場 792 TEL 0740-38-2324 FAX 0740-38-3112	254	-	図書サロン 研修室 5部屋	平成15年 4月11日 開館

資料8 博物館・美術館等一覧

平成18年6月 滋賀県博物館協議会 加盟館

登録博物館 歴史・民俗資料の収集・展示館（h19文化財保護課調査）

No	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	分野
1	大津絵美術館	520-0036	大津市園城寺33総本山円満院 門跡	077-522-3690	絵画
2	近江神宮時計博物館	520-0015	大津市神宮町 1-1	077-522-3725	工芸
3	大津市歴史博物館	520-0037	大津市御陵町 2-2	077-521-2100	歴史・文化
4	大津市長等創作展示館・三橋節子 美術館	520-0035	大津市小関町 1-1	077-523-5101	工芸・絵画
5	(財)木下美術館	520-0023	大津市茶が崎 3-18	077-525-7321	絵画・彫刻
6	滋賀県立琵琶湖文化館	520-0806	大津市打出浜地先	077-522-8179	仏教美術
7	渡来人歴史館	520-0051	大津市梅林 2-4-6	077-525-3030	歴史・文化
8	史跡 義仲寺	520-0802	大津市馬場 1-5-12	077-523-2811	歴史・文化
9	(財)膳所焼美術館	520-0837	大津市中庄 1- 22-28	077-523-1118	工芸
10	水のめぐみ館アクア琵琶	520-2279	大津市黒津 4-2-2	077-546-7348	環境
11	滋賀県立近代美術館	520-2122	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-543-2111	絵画・彫刻
12	建部大社宝物殿	520-2132	大津市神領 1-16-1	077-545-0038	歴史・文化
13	田上郷土史料館	520-2112	大津市牧 1-8-32	077-549-0369	歴史・民俗
14	田上鉱物博物館	520-2275	大津市枝町 3-8-4	077-546-1921	鉱物
15	比叡山国宝殿	520-0116	大津市坂本本町 4220	077-578-0001	仏教美術
16	伊香立「香の里史料館」	520-0352	大津市伊香立下在地町1223-1	077-598-2005	歴史・民俗
17	しが県民芸術創造館	525-0055	草津市野路町 1681	077-564-5815	文化・芸術
18	滋賀県立水環境科学館	525-0066	草津市矢橋町帰帆 2108	077-567-2488	環境
19	滋賀県立琵琶湖博物館	525-0001	草津市下物町 1091	077-568-4811	自然・歴史 ・環境
20	草津市立草津宿街道交流館	525-0034	草津市草津 3-10-4	077-567-0030	歴史・文化
21	守山市立埋蔵文化財センター	524-0212	守山市服部町 2250	077-585-4397	考古
22	(財)佐川美術館	524-0102	守山市水保町北川2891-44	077-585-7800	絵画・彫刻
23	守山市ほたるの森資料館	524-0051	守山市三宅町10 市民運動公 園内	077-583-9680	自然
24	栗東歴史民俗博物館	520-3016	栗東市小野 223-8	077-554-2733	歴史・民俗
25	国指定重要文化財「大角家」住宅 旧和 中散本舗	520-3017	栗東市六地蔵 402	077-552-0971	歴史・文化
26	銅鐸博物館(野洲市歴史民俗博物館)	520-2315	野洲市辻町 57-1	077-587-4410	考古
27	びわ湖アートギャラリー	524-0292	野洲市吉川4187 鮎家の郷内	077-589-4883	絵画・工芸

28	湖南省東海道石部宿歴史民俗資料館	520-3116	湖南省雨山 2-1-1	0748-77-5400	歴史・民俗	
29	甲賀市水口歴史民俗資料館	528-0005	甲賀市水口町水口 5638	0748-62-7141	歴史・民俗	
30	みなくち子どもの森自然館	528-0051	甲賀市水口町北内貴10	0748-63-6712	自然	
31	甲賀市土山歴史民俗資料館	528-0211	甲賀市土山町北土山 2230	0748-66-1056	歴史・民俗	
32	甲賀市甲賀歴史民俗資料館	520-3413	甲賀市甲賀町油日1042	0748-88-2106	歴史・民俗	
33	甲賀忍術博物館	520-3405	甲賀市甲賀町隠岐 394	0748-88-5528	忍術	
34	甲賀流忍術屋敷	520-3311	甲賀市甲南町龍法師 2331	0748-86-2179	忍術	
35	甲賀市甲南ふれあいの館	520-3321	甲賀市甲南町葛木 925	0748-86-7551	歴史・民俗	
36	信楽古陶館	529-1804	甲賀市信楽町勅旨 陶芸の森 入口	0748-83-0359	工芸	
37	滋賀県立陶芸の森陶芸館	529-1804	甲賀市信楽町勅旨 2188-7	0748-83-0909	工芸	
38	甲賀市信楽伝統産業会館	529-1851	甲賀市信楽町長野1142	0748-82-2345	工芸	
39	石橋幸子美術館	529-1802	甲賀市信楽町黄瀬 2853-1	0748-83-0121	絵画	
40	滋賀サファリ博物館	529-1802	甲賀市信楽町黄瀬 2854-2	0748-83-0121	自然	
41	MIHO MUSEUM	529-1814	甲賀市信楽町桃谷 300	0748-82-3411	絵画・彫刻 ・工芸	
42	近江八幡市立資料館	523-0871	近江八幡市新町 2-22	0748-32-7048	歴史・文化	
43	かわらミュージアム	523-0821	近江八幡市多賀町 738-2	0748-33-8567	産業	
44	ヨシ博物館	523-0805	近江八幡市円山町 188	0748-32-2177	文化・芸術	
45	世界凧博物館・八日市大凧会館	527-0025	東近江市八日市東本町3-5	0748-23-0081	民俗文化	
46	木地屋民芸品展示資料館	527-0201	東近江市蛭谷町 178	0748-29-0430	工芸	
47	(財)日登美美術館	527-0231	東近江市山上町 2083	0748-27-1707	工芸・絵画	
48	東近江市近江商人博物館	529-1421	東近江市五個荘竜田町583	0748-48-7101	歴史・文化	
49	観峰館	529-1421	東近江市五個荘竜田町136	0748-48-4141	書道	
50	(財)近江商人郷土館	527-0125	東近江市小田苅町 473	0749-45-0002	歴史・文化	
51	東近江市湖東歴史民俗資料館	527-0138	東近江市北菩提寺町 126	0749-45-2188	歴史・民俗	
52	西堀榮三郎記念 探検の殿堂	527-0135	東近江市横溝町 419	0749-45-0011	人物・自然	
53	東近江市能登川博物館	521-1225	東近江市山路町 2225	0748-42-6761	自然・歴史	
54	滋賀県立安土城考古博物館	521-1311	蒲生郡安土町下豊浦 6678	0748-46-2424	考古・歴史	
55	手織の里金剛苑	529-1204	愛知郡愛荘町蚊野外 514	0749-37-4131	工芸	
56	愛荘町立歴史文化博物館	529-1202	愛知郡愛荘町松尾寺 878	0749-37-4500	歴史・文化	
57	愛荘町立愛知川びんてまりの館	529-1313	愛知郡愛荘町市 1673	0749-42-4114	歴史・民俗	
58	(財)豊会館	529-1174	犬上郡豊郷町下枝 56	0749-35-2356	歴史・文化	
59	甲良豊後守宗廣記念館	522-0263	犬上郡甲良町法養寺 501	0749-38-3656	人物・歴史	
60	多賀の自然と文化の館	522-0314	犬上郡多賀町四手 976-2	0749-48-2077	自然・歴史	
61	ダイニック・アストロパーク天究館	522-0341	犬上郡多賀町多賀 283-1	0749-48-1820	天文	

62	彦根城博物館	522-0061	彦根市金亀町 1-1	0749-22-6100	歴史・文化
63	長浜市長浜城歴史博物館	526-0065	長浜市公園町 10-10	0749-63-4611	歴史・文化
64	長浜鉄道スクエア	526-0057	長浜市北船町 1-41	0749-63-4091	産業
65	国友鉄砲の里資料館	526-0001	長浜市国友町 534	0749-62-1250	歴史・文化
66	成田美術館	526-0056	長浜市朝日町 34-24	0749-65-0234	工芸
67	郷土資料館	526-0059	長浜市元浜町 8-22	0749-65-4141	工芸
68	長浜市曳山博物館	526-0059	長浜市元浜町 14-8	0749-65-3300	歴史・民俗
69	黒壁美術館	526-0059	長浜市元浜町 11-23	0749-62-6364	工芸・芸術
70	浅井歴史民俗資料館（お市の里）	526-0251	長浜市大依町 528	0749-74-0101	歴史・民俗
71	長浜市立五先賢の館	526-0272	長浜市北野町 1386	0749-74-0560	人物・歴史
72	竹生島宝蔵寺宝物殿	526-0124	長浜市早崎町竹生島 1664-1	0749-63-4410	仏教美術
73	米原市柏原宿歴史館	521-0202	米原市柏原 2101	0749-57-8020	歴史・文化
74	伊吹山文化資料館	521-0314	米原市春照 77	0749-58-0252	民俗・自然 ・考古
75	米原市醒井宿資料館	521-0035	米原市醒井 592	0749-54-2163	歴史・文化
76	醒井木彫美術館	521-0035	米原市醒井 95	0749-54-0842	彫刻
77	米原市近江はにわ館	521-0072	米原市顔戸 281-1	0749-52-5246	歴史・考古
78	琵琶湖水鳥・湿地センター	529-0365	東浅井郡湖北町今西	0749-79-8022	自然
79	高月町立観音の里歴史民俗資料館	529-0233	伊香郡高月町渡岸寺 229	0749-85-2273	歴史・民俗
80	(財)布施美術館	529-0205	伊香郡高月町唐川 339	0749-85-2363	絵画・書
81	雨森芳洲庵(東アジア交流ハウス)	529-0222	伊香郡高月町雨森 1166	0749-85-5095	人物・歴史
82	冷水寺胎内仏資料館	529-0251	伊香郡高月町宇根 308-1	0749-85-3209	歴史・民俗
83	糸とり資料保存館	529-0431	伊香郡木之本町大音1529-1	0749-82-4127	産業
84	白谷荘民俗資料館	520-1837	高島市マキノ町白谷 343	0740-27-0164	歴史・民俗
85	郷土文化保存伝習施設マキノ資料館	520-1833	高島市マキノ町蛭口260-1	0740-27-1484	歴史・民俗
86	朽木資料館	520-1412	高島市朽木野尻 478-22	0740-38-2339	歴史・民俗
87	滋賀県立朽木いきものふれあいの里	520-1415	高島市朽木柏 341-3	0740-38-3110	自然
88	近江聖人中江藤樹記念館	520-1224	高島市安曇川町上小川 69	0740-32-0330	人物・歴史
89	高島歴史民俗資料館	520-1111	高島市鴨 2239	0740-36-1553	歴史・民俗
90	比良美術館	520-1142	高島市鹿ヶ瀬岩倉 75-1	0740-37-0777	現代美術

資料9 公立図書館一覧

平成18年3月 滋賀県生涯学習課調査

No	館名	郵便番号	所在地	電話番号
1	大津市立図書館	520-0047	大津市浜大津二丁目1-3	077-526-4600
2	大津市北図書館	520-0243	大津市堅田二丁目1-11	077-574-0145
3	大津市立和邇図書館	520-0528	大津市和邇高城2-5	077-594-2050
4	彦根市立図書館	522-0001	彦根市尾末町8-1	0749-22-0649
5	長浜市立長浜図書館	526-0056	長浜市朝日町1-8-5	0749-63-2122
6	長浜市立浅井図書館	526-0251	長浜市大依町528	0749-74-3311
7	長浜市立びわ図書館	526-0108	長浜市難波町5-0-5	0749-72-4305
8	近江八幡市立図書館	523-0828	近江八幡市宮内町1-0-0	0748-32-4090
9	草津市立図書館	525-0036	草津市草津町1-5-4-7	077-565-1818
10	草津市立南草津図書館	525-0059	草津市野路一丁目1-7-2	077-567-0373
11	守山市立図書館	524-0022	守山市守山五丁目3-1-7	077-583-1639
12	栗東市立図書館	520-3016	栗東市小野2-2-3	077-553-5700
13	栗東市栗東西図書館	520-3031	栗東市緒2-4-5ウイングプラザ2F	077-554-2401
14	甲賀市水口図書館	528-0005	甲賀市水口町水口5-6-3-8	0748-63-7400
15	甲賀市土山図書館	528-0211	甲賀市土山町北土山2230	0748-66-1056
16	甲賀市甲賀図書館情報館	520-3431	甲賀市甲賀町大原中8-8-9	0748-88-7246
17	甲賀市甲南図書交流館	520-3322	甲賀市甲南町大字深川1865	0748-86-1504
18	甲賀市信楽図書館	529-1851	甲賀市信楽町大字長野1312-1	0748-82-0320
19	野洲図書館	520-2315	野洲市辻町4-1-0	077-586-0218
20	湖南市立甲西図書館	520-3234	湖南市中央五丁目5-0	0748-72-5550
21	湖南市立石部図書館	520-3195	湖南市石部中央一丁目2-3	0748-77-6252
22	高島市立マキノ図書館	520-1833	高島市マキノ町蛭口260-1	0740-27-0350
23	高島市立今津図書館	520-1636	高島市今津町今津舟橋2-3-1	0740-22-3827
24	高島市立安曇川図書館	520-1221	高島市安曇川町青柳1173	0740-32-4711
25	高島市立朽木図書サロン	520-1401	高島市朽木村市場7-9-2	0740-38-2324
26	東近江市立八日市図書館	527-0028	東近江市八日市金屋2-6-25	0748-24-1515
27	東近江市立永源寺図書館	527-0231	東近江市山上町8-3-0-1	0748-27-8050
28	東近江市立五個荘図書館	529-1421	東近江市五個荘竜田町548	0748-48-2030
29	東近江市立愛東図書館	527-0157	東近江市下中野町4-3-1	0749-46-2266
30	東近江市立湖東図書館	527-0135	東近江市横溝町1-9-6-7	0749-45-2300
31	東近江市立能登川図書館	521-1225	東近江市山路町2225	0748-42-7007
32	米原市立山東図書館	521-0242	米原市長岡1050-1	0749-55-4554
33	米原市立近江図書館	521-0072	米原市顔戸2-8-1-1	0749-52-5246

34	安土町立図書館	521-1341	蒲生郡安土町上豊浦 1 番地	0748-46-6479
35	日野町立図書館	529-1601	蒲生郡日野町松尾1655	0748-53-1644
36	竜王町立図書館	520-2524	蒲生郡竜王町綾戸 1 0 2 1	0748-57-8080
37	愛荘町立秦荘図書館	529-1234	愛荘町安孫子822	0749-37-4345
38	愛荘町立愛知川図書館	529-1313	愛荘町市1673	0749-42-4114
39	豊郷町立図書館	529-1161	犬上郡豊郷町四十九院1252	0749-35-8040
40	甲良町立図書館	522-0262	犬上郡甲良町横関 9 2 7	0749-38-8088
41	多賀町立図書館	522-0314	犬上郡多賀町大字四手976-2	0749-48-1142
42	虎姫町立図書館	529-0112	東浅井郡虎姫町宮部3445	0749-73-2335
43	湖北町立図書館	529-0341	東浅井郡湖北町速水2745	0749-78-1687
44	高月町立図書館	529-0233	伊香郡高月町渡岸寺 1 1 5	0749-85-4600
45	(財)江北図書館	529-0425	伊香郡木之本町木之本1362	0749-82-4867
-	滋賀県立図書館	520-2122	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-548-9691

資料10 第37回滋賀県政世論調査（平成16年度）

《文化に対する意識》

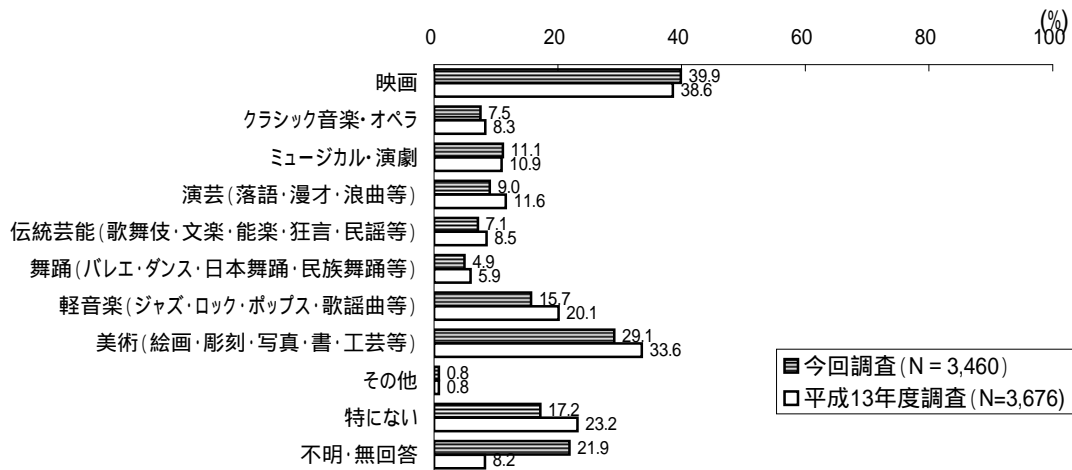
(1)この1年間に鑑賞した芸術文化のジャンル

問1 芸術文化の鑑賞(テレビ、レコード、CD、ビデオ、DVDなどによる鑑賞を除きます)について、下にあげている芸術文化のジャンルの中で、この1年間にあなた自身が直接鑑賞されたものを選んでください。(はいいくつでも)

「映画」が最も多く約4割

この1年間に鑑賞した芸術文化のジャンルで最も多かったのは「映画」で39.9%、次いで「美術(絵画・彫刻・写真・書・工芸等)」が29.1%、「軽音楽(ジャズ・ロック・ポップス・歌謡曲等)」が15.7%、「ミュージカル・演劇」が11.1%と続いている。

平成13年度調査と比較すると、順位の大きな入れ替えはみられない。



【地域別】

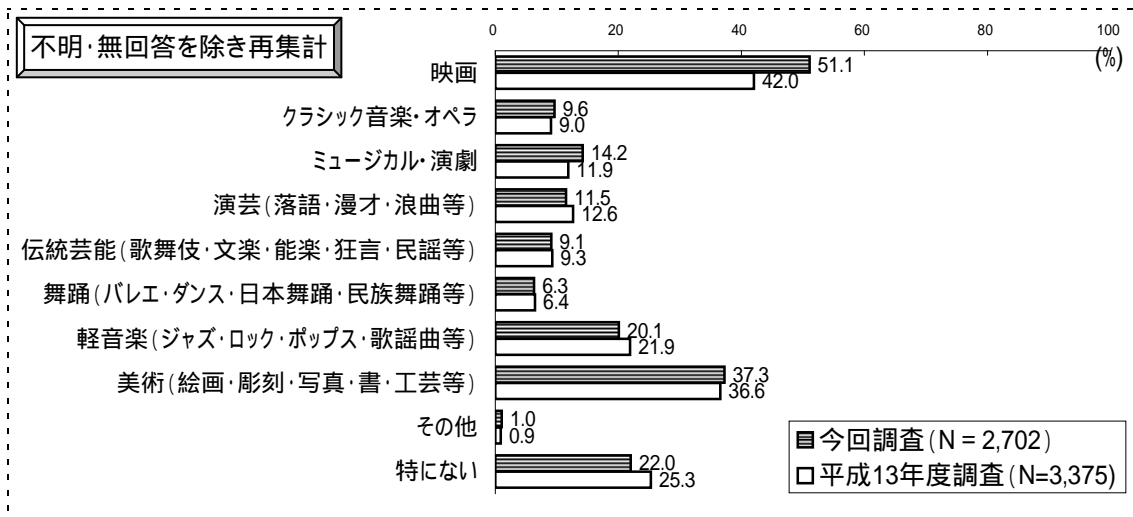
全ての地域で「映画」が最も多く、特に大津・志賀、湖南地域での割合が他の地域よりも高くなっている。また「美術(絵画・彫刻・写真・書・工芸等)」は大津・志賀、湖西地域、「軽音楽(ジャズ・ロック・ポップス・歌謡曲等)」は東近江地域での割合が他の地域よりも高くなっている。

【性別】

男女ともに「映画」が最も多くなっている。「映画」、「美術(絵画・彫刻・写真・書・工芸等)」、「軽音楽(ジャズ・ロック・ポップス・歌謡曲等)」、「ミュージカル・演劇」ともに女性の割合が男性よりも高くなっている。

【性・年代別】

男女ともに20～50歳代では「映画」が最も多くなっている。また、男女ともに60歳以上は「美術(絵画・彫刻・写真・書・工芸等)」が最も多くなっている。



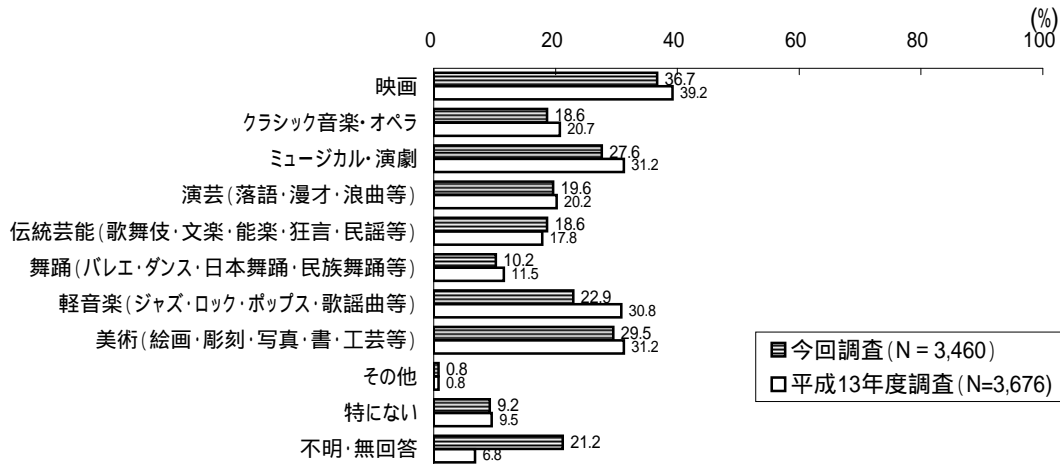
(2) 今後鑑賞してみたい芸術文化のジャンル

問2 今後、下にあげている芸術文化のジャンルの中で、あなた自身が直接鑑賞してみたいと思われるものを選んでください。(はいいくつでも)

「映画」が最も多く約3割強

今後鑑賞してみたい芸術文化のジャンルで最も多かったのは「映画」で36.7%、次いで「美術(絵画・彫刻・写真・書・工芸等)」が29.5%、「ミュージカル・演劇」が27.6%、「軽音楽(ジャズ・ロック・ポップス・歌謡曲等)」が22.9%、「演芸(落語・漫才・浪曲等)」が19.6%、「クラシック音楽・オペラ」および「伝統芸能(歌舞伎・文楽・能楽・狂言・民謡等)」が18.6%と続いている。

平成13年度調査と比較すると、1位に変化はないが、2位と3位の順位が入れ替わっている。また、「軽音楽」が7.9ポイント減少(H13年度調査30.8%)している。



【地域別】

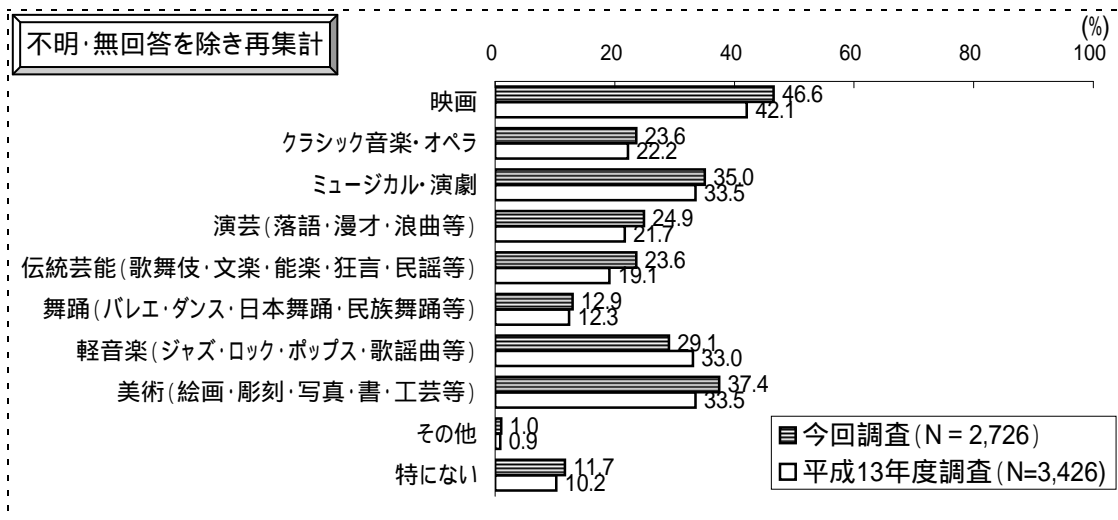
全ての地域で「映画」が最も多く、特に、湖西地域が46.0%で最も高くなっている。また「美術(絵画・彫刻・写真・書・工芸等)」は大津・志賀地域、「ミュージカル・演劇」は湖南地域での割合が最も高くなっている。

【性別】

男女ともに「映画」が最も多いが、男性では2位に「美術(絵画・彫刻・写真・書・工芸等)」、3位に「演芸(落語・漫才・浪曲等)」、女性では2位に「ミュージカル・演劇」、3位に「美術(絵画・彫刻・写真・書・工芸等)」となっている。また「映画」、「美術(絵画・彫刻・写真・書・工芸等)」、「ミュージカル・演劇」ともに女性の割合が男性を上回っている。

【性・年代別】

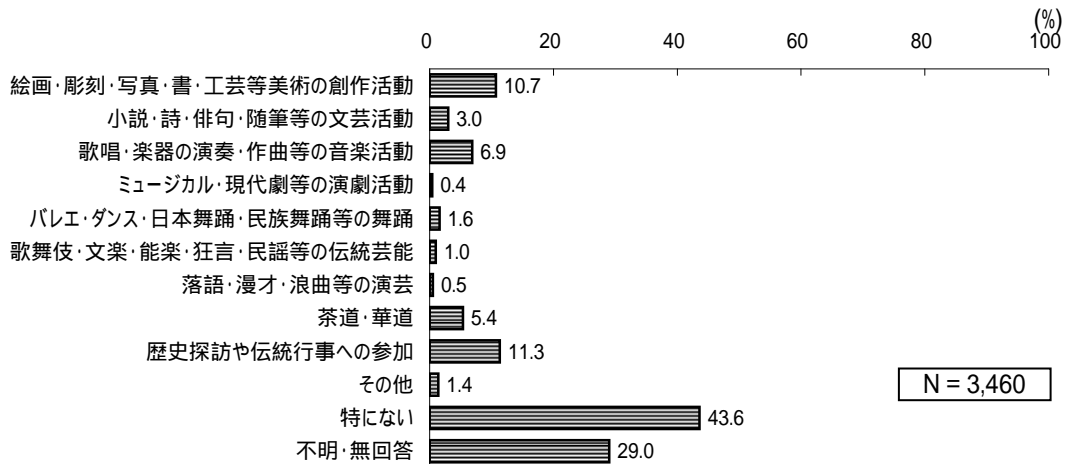
男性の20～50歳代、女性の20～50歳代では「映画」が最も多くなっている。また、男性の70歳以上と女性の60歳代以上では「美術(絵画・彫刻・写真・書・工芸等)」が最も多くなっている。



(3)この1年間にした文化創作活動

問3 文化創作活動について、下にあげている活動の中で、この1年間にあなた自身がされたことをすべて選んでください。(はいいくつでも)

「歴史探訪や伝統行事への参加」「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」が約1割
 この1年間にしたことがある文化創作活動は「歴史探訪や伝統行事への参加」が11.3%で最も多く、次いで「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」が10.7%、「歌唱・楽器の演奏・作曲等の音楽活動」が6.9%、「茶道・華道」が5.4%と続いている。一方、「特にない」は43.6%となっている。



【地域別】

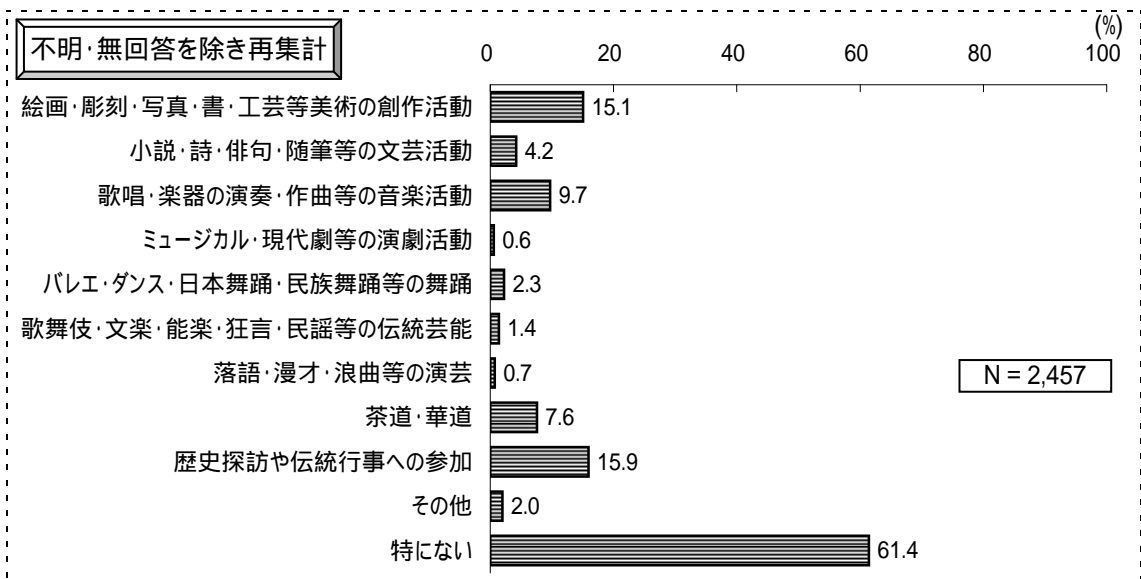
「歴史探訪や伝統行事への参加」は東近江、湖北地域、「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」は湖南、湖西地域での割合が他の地域よりも高くなっている。

【性別】

「歴史探訪や伝統行事への参加」は男性の割合が高いが、「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」は男女差はみられない。

【性・年代別】

「歴史探訪や伝統行事への参加」は男性の50歳代以上と女性の50歳代、「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」は男性の70歳以上、女性の20歳代と40～50歳代での割合が他の年代よりも高くなっている。

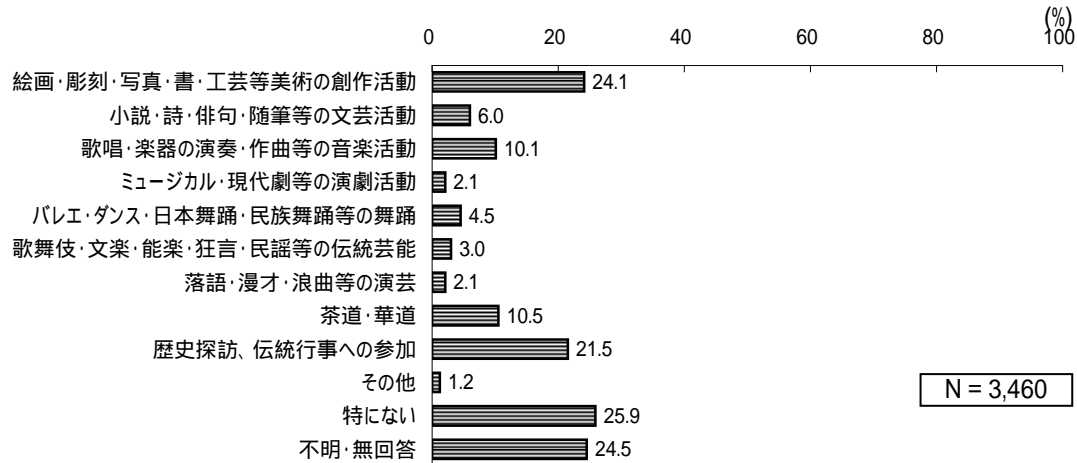


(4) 今後してみたい文化創作活動

問4 今後、下にあげている活動の中で、あなた自身がしたいと思われることすべてを選んでください。(はいいくつでも)

「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」が約2割

今後してみたい文化創作活動は「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」が24.1%で最も多く、次いで「歴史探訪や伝統行事への参加」が21.5%、「茶道・華道」が10.5%、「歌唱・楽器の演奏・作曲等の音楽活動」が10.1%と続いている。一方、「特にない」は25.9%となっている。



【地域別】

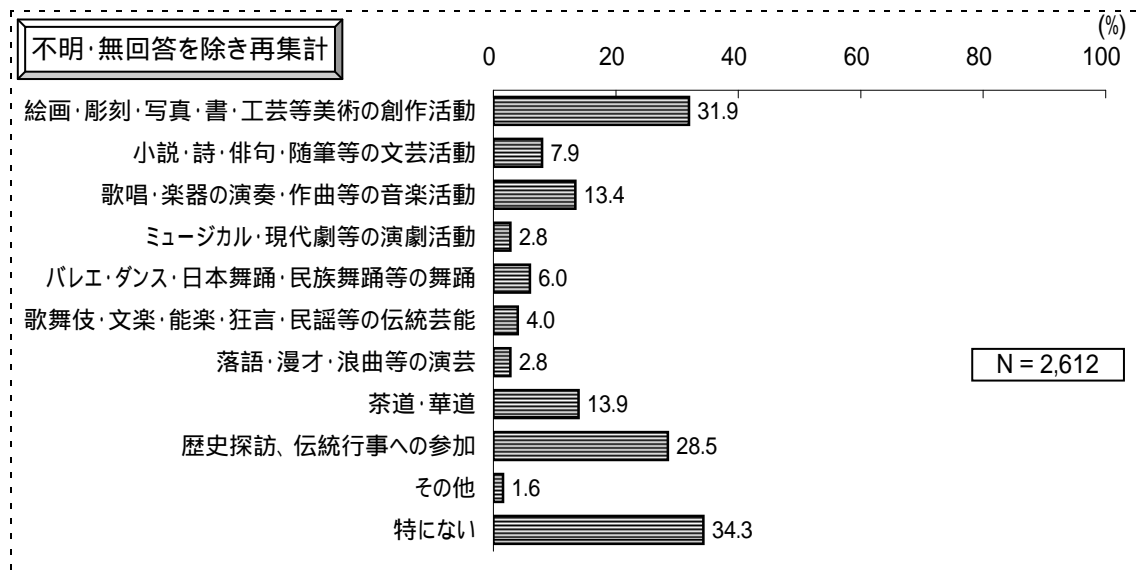
「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」は湖東、湖西地域、「歴史探訪や伝統行事への参加」は大津、志賀、湖北地域での割合が他の地域よりも高くなっている。

【性別】

男性では「特にない」が最も多いが、女性では「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」が最も多くなっている。「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」は女性、「歴史探訪や伝統行事への参加」は男性の割合が高くなっている。

【性・年代別】

「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」は男性の50歳代と女性の50歳代以下、「歴史探訪や伝統行事への参加」は男性の30～60歳代と女性の50～60歳代での割合が他の年代よりも高くなっている。



資料11 県政モニターアンケート調査結果（平成17年度）

《文化芸術振興のあり方について》

調査時期：平成17年（2005年）12月

対象者：県政モニター300人

回答者：228人（回収率 76.0%）

担当課：県民文化課

調査目的：県では今後、文化芸術振興施策をより総合的かつ計画的に推進していくために、文化芸術振興のあり方を検討することとしており、この検討を行うにおいて、県政モニターの皆さんのご意見を伺いました。

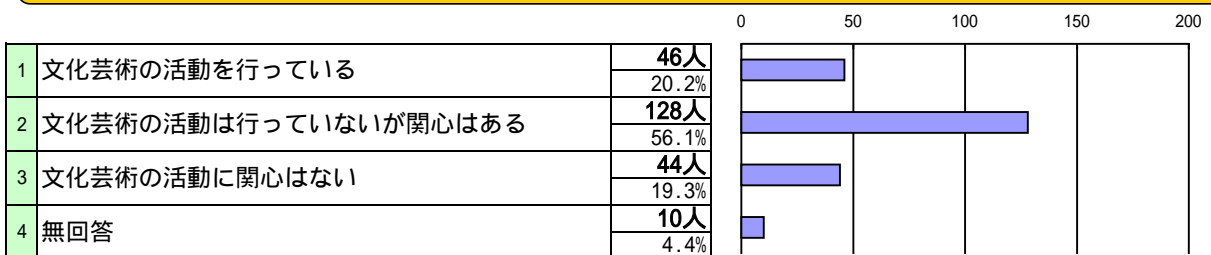
年齢・性別

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	合計	構成比
男性	10人	11人	7人	16人	45人	22人	0人	111人	48.7%
女性	18人	44人	16人	22人	12人	1人	1人	114人	50.0%
不明	1人	1人	0人	0人	1人	0人	0人	3人	1.3%
合計	29人	56人	23人	38人	58人	23人	1人	228人	100.0%
構成比	12.7%	24.6%	10.1%	16.7%	25.4%	10.1%	0.4%	100.0%	

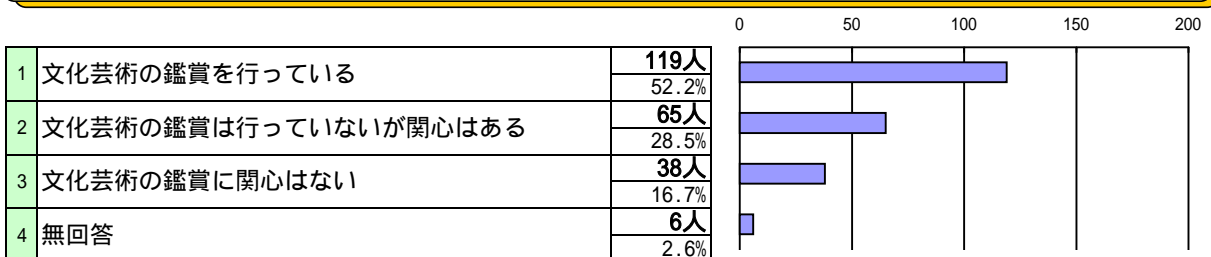
居住地

大津・志賀地域 39人 17.1%	東近江地域 42人 18.4%	湖北地域 42人 18.4%
大津市 33人 14.5%	東近江市 20人 8.8%	米原市 13人 5.7%
志賀町 6人 2.6%	近江八幡市 12人 5.3%	長浜市 6人 2.6%
湖南地域 47人 20.6%	安土町 3人 1.3%	浅井町 3人 1.3%
草津市 17人 7.5%	日野町 5人 2.2%	虎姫町 3人 1.3%
守山市 10人 4.4%	竜王町 2人 0.9%	湖北町 1人 0.4%
栗東市 10人 4.4%	湖東地域 16人 7.0%	びわ町 5人 2.2%
野洲市 10人 4.4%	彦根市 8人 3.5%	高月町 3人 1.3%
甲賀地域 27人 11.8%	秦荘町 2人 0.9%	木之本町 3人 1.3%
甲賀市 19人 8.3%	愛知川町 3人 1.3%	余呉町 2人 0.9%
湖南市 8人 3.5%	豊郷町 1人 0.4%	西浅井町 3人 1.3%
	甲良町 1人 0.4%	湖西地域 14人 6.1%
	多賀町 1人 0.4%	高島市 14人 6.1%
		不明 1人 0.4%
		合計 228人 100.0%

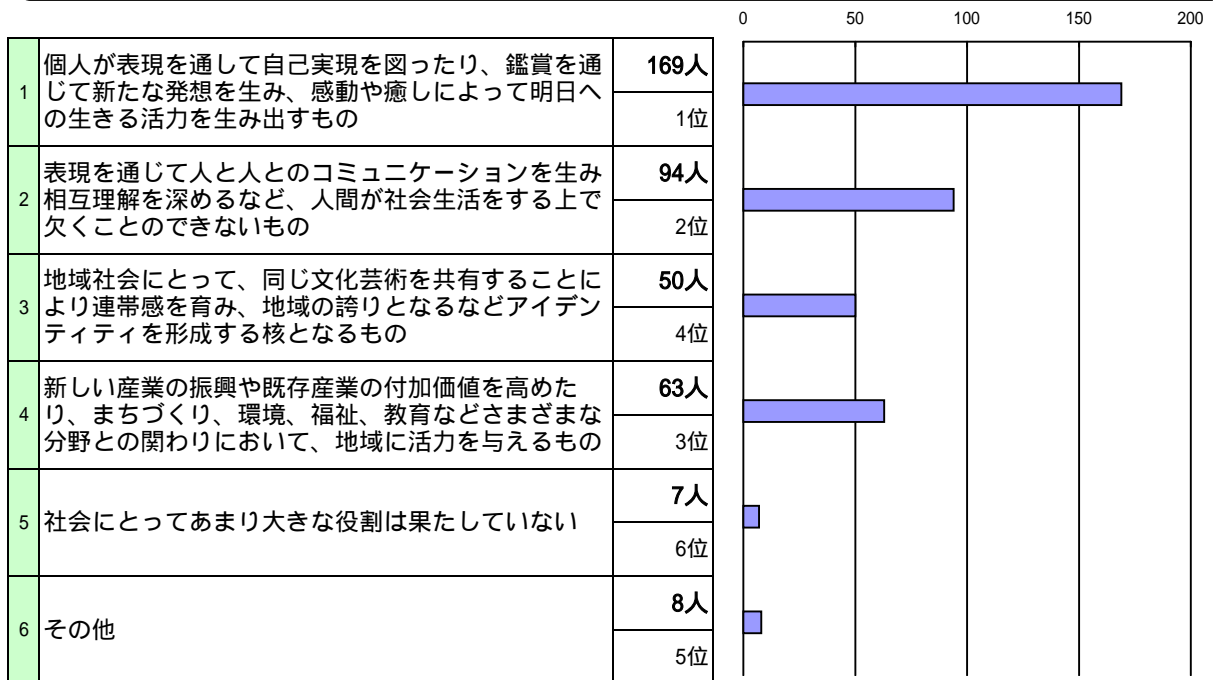
Q1 文化芸術に関する活動について



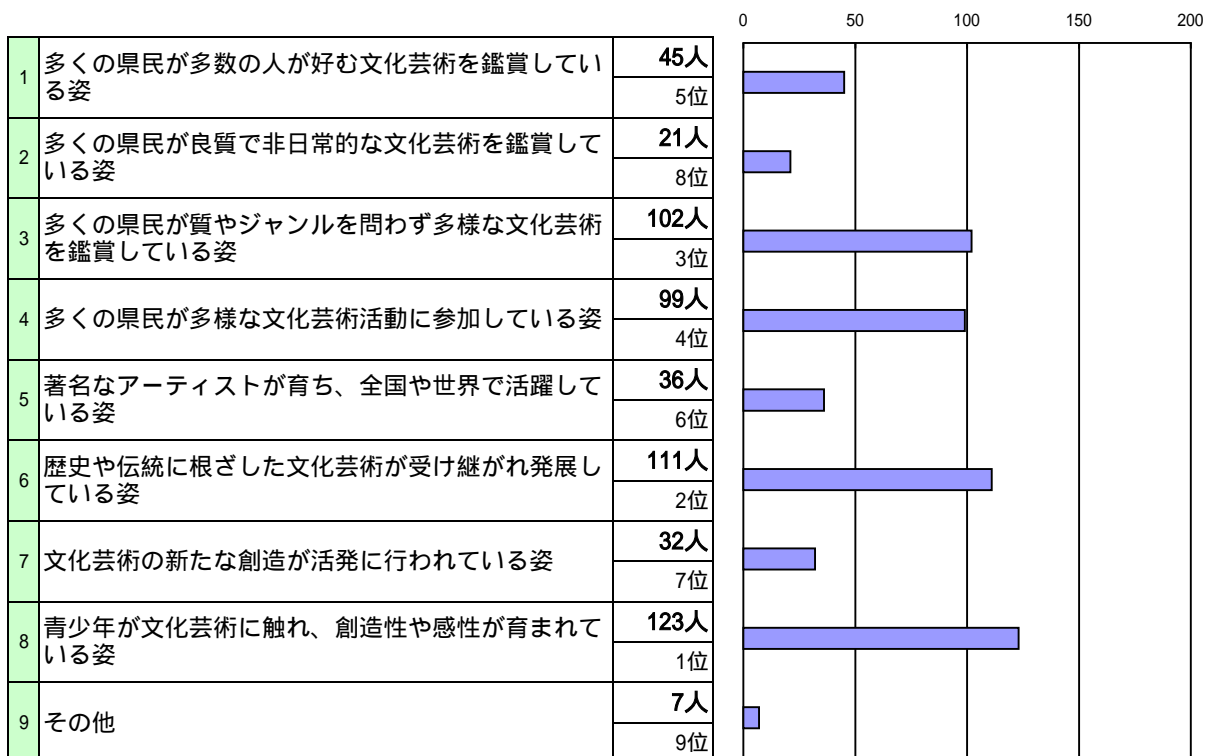
Q2 文化芸術に関する鑑賞について



Q3 文化芸術の社会における意義とは、どのようなものがあると思われますか（複数回答）



Q4 滋賀らしい個性ある地域文化を構築する上で、滋賀県のより望ましい将来像はどのような姿であると思われますか（複数回答）

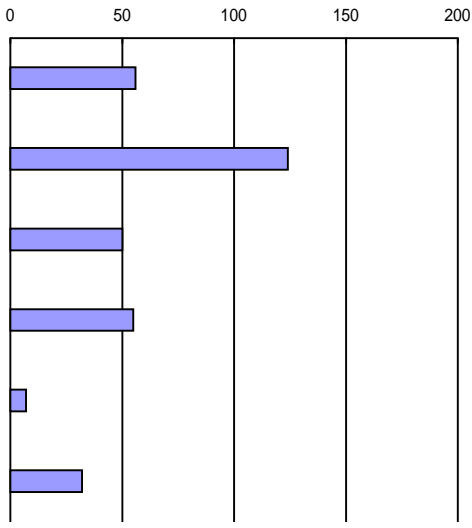


Q5

県では、市町や民間などと役割分担しながら、広域的かつ専門的な施策を実施することとしています。あなたはQ3～4を踏まえ、県はどのような具体的な施策を重点的に進めていくべきと考えますか（複数回答）

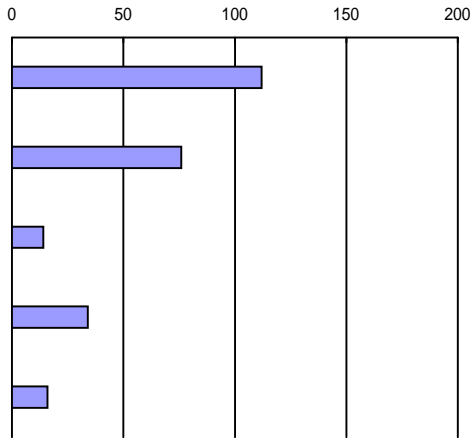
県民の文化芸術活動への支援

1	県民が行う文化芸術活動に対する資金面での支援	56人 6位
2	芸術文化祭をはじめ文化芸術活動の発表の場の提供や、文化芸術活動への県民の参加と交流の促進	124人 1位
3	県立文化施設の運営を通じたハード面における文化芸術の活動や発表の場の提供	50人 10位
4	市町や民間・NPOなどとの協働・連携による、地域での文化芸術活動の支援	55人 7位
5	文化芸術の振興に貢献した者や団体の顕彰	7人 21位
6	県内のプロのアーティストや文化芸術を支えるスタッフの育成や支援	32人 16位



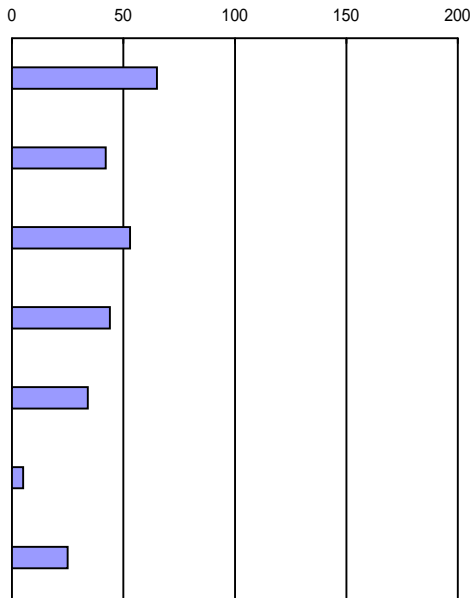
県民が身近に文化芸術に触れられる機会の充実

7	県立文化施設における多様な文化芸術の鑑賞の機会の提供	112人 2位
8	市町や民間・NPOなどとの協働・連携による、地域での文化芸術鑑賞の機会の提供	76人 4位
9	滋賀会館のシネマホール事業への支援	14人 19位
10	青少年向けプログラムの充実	34人 14位
11	ワークショップやアウトリーチ活動などの文化芸術に対する理解を深めるための普及事業の充実	16人 18位

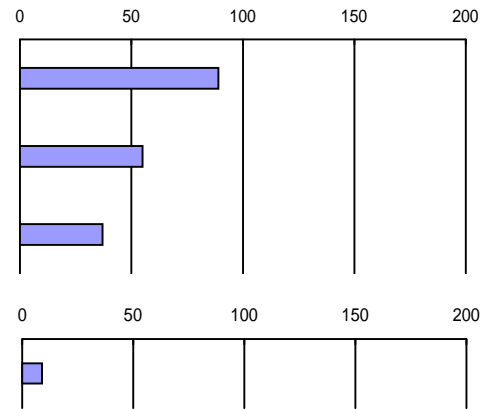


優れた文化芸術の創造・発信と交流の促進

12	びわ湖ホールにおける国際的水準の舞台芸術の創造と発信	65人 5位
13	近代美術館における国内外の優れた美術作品の収集と展示	42人 12位
14	滋賀県の文化芸術情報の収集および県内外への広報・発信	53人 9位
15	産業や観光と結びついた文化芸術活動への支援	44人 11位
16	環境や福祉と結びついた文化芸術活動への支援	34人 14位
17	実験的な文化芸術活動への支援	5人 22位
18	国際文化交流の促進	25人 17位

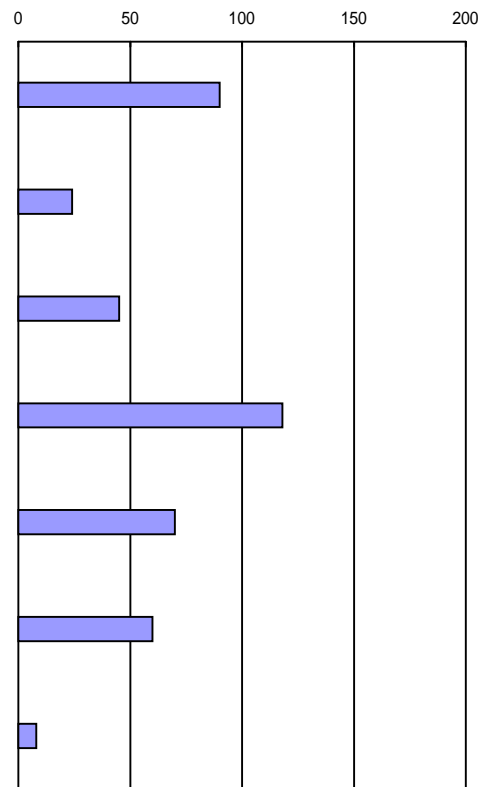


文化資産の保存と活用		
19	滋賀県の豊富な歴史文化資源を生かしたひとづくり、まちづくりの推進	89人 3位
20	地域の歴史文化資産に親しむ機会の充実	55人 7位
21	文化財の調査と保存管理や整備の推進	37人 13位
その他		
22	その他	9人 20位



Q6 文化芸術振興施策については特に財源の確保が課題となっていますが、この課題の解決のため、あなたはどのような方策がふさわしいと思いますか（複数回答）

1	県全体の予算の中で文化芸術振興予算の占める一定の割合を確保する	90人 2位
2	県立文化施設の会場使用料や入場料を上げるなど、受益者の負担割合を高くする	24人 6位
3	企業からの協賛金や県民のみなさんからの支援金を募る	45人 5位
4	収益性にこだわらない事業だけでなく、集客力があり収益性の高い事業もバランス良く組み合わせて事業を行う	118人 1位
5	官から民へ、民間やNPOなどができることはできるだけ移管し、行政が行う施策は縮小する	70人 3位
6	ボランティアなどと協力し、効率的・効果的な施策を行う	60人 4位
7	その他	8人 7位



Q7

県では滋賀らしい文化芸術の振興のあり方について、県民のみなさんとともに検討していきたいと考えておりますが、どのような方法で進めれば良いと思えますか。
(自由記述) <主な意見>

- ・ 滋賀らしさをコンセプトにした県民へのアンケートや、振興局単位でのシンポジウムの開催
- ・ 官民各界より人選のプロジェクトチームをつくり、運営についても行政から切り離れた形で行う
- ・ 各分野別委員と一般市民、学生、芸術家で構成した委員会で検討し、県民との集会やイベントを開催する
- ・ 団体の役員等の有識者を中心とせず、県民主体で検討する
- ・ 広報誌の利用やインターネット等で意見収集を行う
- ・ 実際に活躍している優れたアーティストの生の意見を聞く場、機会を工夫する
- ・ 県内各自治体から有志を集い、各芸術分野ごとに討論の場を持ち意見を集約する
- ・ 地域をよく知り愛する人を核に検討する
- ・ 様々な催しの場で、参加された方々にアンケートをする
- ・ 一般の方々へのアンケート調査等を基に、ニーズを集約した上で、5、10年くらいの構想と立てて進めていく
- ・ ワークショップ等の県民参加型で討論できる場を確保する
- ・ 市町村単位で保全すべき文化芸術や、創造していく文化芸術の掘り起こし、県がそれを更に検討する

Q8

その他今後の文化芸術振興のあり方についてご意見等ありましたらお聞かせください。
(自由記述) <主な意見>

- ・ より良い文化芸術を学ぶ機会や場所を提供し続け、滋賀から優秀な文化人を多数輩出する
- ・ 滋賀出身のアーティストに滋賀で多くのイベントをしていただき、子ども達に夢を与えてほしい
- ・ 高齢者が心豊かになるような芸術鑑賞・活動の増加と、新しいアーティストが育つ環境の整備
- ・ 地域に根付いた個性豊かな文化を育む生活圏を再構築することにより、オンリーワンの文化を創出する
- ・ 滋賀県には文化財が数多くあり、文化財保護と文化財公開を推進する
- ・ 県内の多くの伝統芸能や才能のある人達を大切に、県外流出を防ぐことが課題
- ・ 身近な部門に力点を置くべきと思うが、県民が本当に何を望んでいるか把握しなければならない
- ・ 欧米のメセナ活動の活発な理由を考えると、寄付行為に対する税制面の大幅な優遇ができないか
- ・ 県と市町がばらばらに文化振興するのではなく、県全体の住民ニーズを的確につかんだ将来展望が必要
- ・ 南部に施設が集中しすぎであり、北部住民への入場料割引等を実施してほしい
- ・ 文化芸術面だけで考えず、街の発展を見据えた考え方で検討すべき
- ・ 文化芸術に興味のない人も大勢いる中で税などで強制的に財を集めることは難しいので、入場料等を上げる
- ・ びわ湖ホールや近代美術館などへ学校毎に見学したり、子供がもっと芸術に親しめるように企画してほしい
- ・ 小さい政府だと文化など効率の悪いものから予算が削られやすいので、そうならないようにしてほしい
- ・ びわ湖ホールを名実とともに日本の文化を発信できるような一流のものにしてほしい
- ・ 地域での文化芸術の促進と国際的水準の文化芸術をバランス良く振興する
- ・ ボランティアや意欲のある方などで地域での連携を強化する
- ・ 子供から高齢者まで文化芸術に関わる人が自分達で育てる意識を持ち負担すべきことは当然と考えるべき
- ・ 財政難の今、あまり税金を使ってほしくない
- ・ 集客力のある芸術も必要で、バランス良く老若が楽しめるようにしてほしい